

平成30年度（平成29年度実施事業分）

足立区ユニバーサルデザイン推進計画

**区が実施する個別施策の担当所管自己評価まとめ
実施報告書**

（ 補足資料 ）

平成30年10月

足立区

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連 施策	件名	担当所管
1	1-①	おしべ通り道路改良工事(平成29年度分)	工事課
2	1-②	ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する	みどり推進課
3	1-③	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する	営繕管理課
4	1-③	本庁舎車いす優先駐車スペースの拡張	庁舎管理課
5	1-③	庁舎ホールトイレ改修	庁舎管理課
6	1-③	本庁舎の視覚障害者誘導用ブロック整備	庁舎管理課
7	1-③	足立福祉事務所の部分改修	生活保護指導課
8	1-③	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する	子ども施設運営課
9	1-③	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備	学校施設課
10	1-③	「公共施設等整備基準 事前協議」の実施	都市計画課
11	1-④	ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する	障がい福祉課
12	1-④	ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する	産業振興課 (中小企業支援課)
13	1-⑤	自転車駐車場の多言語標記の案内表示板設置	交通対策課
14	1-⑥	高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う	障がい福祉課
15	1-⑥	住宅改良助成制度	住宅課
16	1-⑥	要支援・要介護認定者の住宅改修	介護保険課
17	1-⑦	ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅を整備する	住宅課
18	1-⑧	駅前における放置自転車対策	交通対策課
19	1-⑩	障がい者への様々な移動手段を確保する	障がい福祉課
20	1-⑩	障がい者への様々な移動手段を確保する	障がい福祉 センター
21	1-⑪	住区センターの案内サインを整備	住区推進課
22	1-⑪	ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する	地域文化課
23	1-⑪	多言語化による館内案内サイン(トイレ周辺)を充実させる	中央図書館
24	1-⑫	ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する	産業政策課
25	1-⑫	ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する	都市計画課

()内は平成29年度の所管

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連 施策	件名	担当所管
26	1-⑬	音声情報や触知情報による誘導装置を設置する	庁舎管理課
27	1-⑬	音声情報や触知情報による誘導装置を設置する	営繕管理課
28	1-⑮	特定事業計画の作成についての回答	ユニバーサル デザイン担当課
29	2-①	区内事業者が行うユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する	産業振興課 (中小企業支援課)
30	2-②	区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する	産業振興課
31	2-②	ユニバーサルデザイン関連製品の展示	ユニバーサル デザイン担当課
32	3-①	ユニバーサルデザインのまちづくり講演会	ユニバーサル デザイン担当課 (総務課)
33	3-②	ユニバーサルデザイン出張講座を実施する	ユニバーサル デザイン担当課
34	3-②	児童向けユニバーサルデザイン出張講座のプログラム	ユニバーサル デザイン担当課
35	3-③	ユニバーサルデザインに配慮した学習環境等を整備する	教育指導課
36	3-④	ユニバーサルデザイン庁内推進委員会の実施	ユニバーサル デザイン担当課
37	3-④	分かりやすい・伝わりやすい広報物制作	シティ プロモーション課
38	3-⑤	日本語ボランティア教室を支援する	地域調整課
39	3-⑥	児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する	地域調整課
40	3-⑦	「あだち国際まつり」の開催	地域調整課
41	3-⑧	ユニバーサルデザイン啓発用パンフレットの配布	ユニバーサル デザイン担当課
42	3-⑨	文書管理基礎研修でカラーユニバーサルデザインの周知	総務課
43	3-⑨	「カラーユニバーサルデザイン研修」の実施	総務課
44	4-①	「足立区公共施設等総合管理計画」の作成	施設再編整備 計画担当課
45	4-①	展覧会にかかる印刷物のデザイン編集及び制作委託	地域文化課
46	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	スポーツ振興課
47	4-①	足立区地域経済活性化基本計画の作成	産業政策課
48	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	介護保険課

()内は平成29年度の所管

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連 施策	件名	担当所管
49	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	こころとからだの健康づくり課
50	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成	環境政策課
51	4-①	「資源の出し方・ごみの出し方」の作成	ごみ減量推進課
52	4-①	都市計画図Ⅰ、Ⅱの作成	都市計画課
53	4-①	景観まちづくり通信 あだまち散歩の作成	都市計画課
54	4-①	足立区都市景観審議会区民委員募集ポスター、チラシの作成	都市計画課
55	4-①	保育施設4月入所申込周知ポスターの作成について	子ども施設入園課
56	4-①	足立区議会広報紙「区議会だより」の作成	区議会事務局
57	4-②	聴覚障がい者に対してコミュニケーション手段を支援する	障がい福祉課
58	4-③	あだち広報制作事業	報道広報課
59	4-④	新サイト内検索サービス導入による情報検索性の強化	報道広報課
60	4-④	足立区議会ホームページの作成	区議会事務局
61	4-⑤	多言語に対応したホームページや通知等を作成する	地域調整課
62	4-⑤	多言語に対応したホームページや通知等を作成する	戸籍住民課
63	4-⑤	学童保育室入室の案内及びしおりの多言語化	住区推進課
64	4-⑤	多言語に対応した案内の作成	こころとからだの健康づくり課
65	4-⑤	多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)	保健予防課
66	4-⑤	「資源の出し方・ごみの出し方」ポスター版の多言語化	ごみ減量推進課
67	4-⑤	多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)	子ども施設入園課
68	4-⑤	多言語に対応したホームページや通知等を作成する	子ども施設入園課
69	4-⑥	足立区防災ナビのデザイン変更・機能追加	災害対策課
70	4-⑦	外国語での窓口・電話相談を実施する	地域調整課
71	4-⑧	ユニバーサルデザインの周知	ユニバーサルデザイン担当課
72	5-①	足立区区民評価委員会による行政評価の実施	政策経営課

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連 施策	件名	担当所管
73	5-①	審議会委員等の公募制を推進する	環境政策課
74	5-①	審議会委員等の公募制を推進する	都市計画課
75	5-②	パブリックコメントの実施	政策経営課
76	5-②	「足立区地域防災計画【震災対策編】【風水害編】」修正のためのパブリックコメントの実施	防災計画担当課
77	5-②	「足立区地域経済活性化基本計画」策定のためのパブリックコメントの実施	産業政策課
78	5-②	パブリックコメントの実施(足立区都市計画マスタープラン)	都市計画課
79	5-②	パブリックコメントの実施(足立区地区環境整備計画)	都市計画課
80	5-③	足立区ユニバーサルデザイン推進会議の開催	ユニバーサル デザイン担当課
81	5-④	区民の方との現場調査	ユニバーサル デザイン担当課
82	5-④	道路や公共施設等の安全性や利便性を区民とともに検証する (通学路合同点検)	学務課
83	5-④	災害緊急用トイレ利用方法の説明	企画調整課

おしべ通り道路改良工事(平成29年度分)

1

関連施策	くらし 1-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	都市建設部道路整備室工事課					
内容	<p>場所:おしべ通り(鹿浜七丁目26番から鹿浜六丁目35番先)</p> <p>既存の旧型マウントアップ形式の歩道を拡幅するとともに、段差をできるだけ少なくしたセミフラット形式の歩道に改善することで、だれもが安全で快適に通行できる空間を確保する。平成26年度から平成30年度の5か年をかけて整備していく中で、平成29年度は第4期の整備を行った。</p> <p>【年次計画】</p> 					
	<p>【整備状況】</p> 					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/koji/20160616.html					
実効	結果	<p>交差点等歩道部の縦断勾配を緩和し、かつ、バリアフリーブロックや視覚障がい者誘導用シートを設置することで、障がい者や高齢者等だれもが安全に通行することが可能になった。</p> <p>今後も、ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備を推進していく。</p>				

ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する

2

関連施策	くらし 1-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
		●				

所管部課名 都市建設部みどりと公園推進室みどり推進課

【事例：竹ノ塚第一公園など】



イラストのデザイン変更

内容

既存公園トイレの
アプローチ整備



建て替え公園トイレの
アプローチ改良

■整備内容一覧

番号	公園名	だれでも トイレ	トイレへ の誘導	出入口 の点字	ピクト サイン
1	竹の塚第一公園		○	○	○
2	五反野公園		○	○	○
3	弘道中央公園	○	○	○	○
4	弘道第二公園			○	○
5	舎人三号公園			○	○
6	舎人四号公園			○	○
7	舎人十号公園			○	○
8	伊興ファミリー公園			○	○
9	新田稻荷公園	○	○	○	○
10	上沼田どんぐり公園			○	
11	一ツ家第一公園		○	○	

なお、新田稻荷公園は平成 29 年 7 月開設のため、前年度の指摘は反映できず

■公園一覧表

番号	公園名	住所
1	竹の塚第一公園	竹の塚六丁目 19 番 1 号
2	五反野公園	青井三丁目 5 番 22 号
3	弘道中央公園	弘道二丁目 3 番 5 号
4	弘道第二公園	弘道二丁目 8 番 1 号
5	舎人三号公園	入谷七丁目 12 番 29 号
6	舎人四号公園	入谷九丁目 9 番 15 号
7	舎人十号公園	入谷一丁目 18 番 1 号
8	伊興ファミリー公園	伊興五丁目 21 番
9	新田稻荷公園	新田一丁目 8 番 5 号
10	上沼田どんぐり公園	弘北三丁目 23 番 18 号
11	一ツ家第一公園	一ツ家四丁目 16 番 1 号

関連する
ホームページ

なし

実 績
効 果

総合案内板のピクトサインやイラストのデザインを改良し、よりわかりやすくなった。
建て替えない公園トイレも、公園の出入口から公園トイレまで、アスファルト舗装による園路を整備し、点字ブロックの誘導、手摺の設置をしたことで、より使いやすくなった。
建て替える公園トイレの点字誘導ブロックは、公園出入口より単純経路によるだれでもトイレ、小便器の各ブースへの誘導とした。

ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する

3

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
		●				
所管部課名	資産管理部営繕管理課					
内容	<p>【実施場所】 東和地域学習センター、興本地域学習センター、神明住区センター、江南センター(新築)</p> <p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】 ・小台・宮城地区公共施設新築工事(江南センター)においては、設計委託時に障がい者団体等に対しレビューを実施し、要望等をできる限り取り入れた施設とした。</p> <p>① 東和地域学習センター 多言語表記総合案内板</p>					
	 <p>多言語表記館内サイン</p>  <p>多言語表記案内板</p>  <p>階段室二段手摺</p>  <p>出入口 1/20 スロープ</p> 					

② 神明住区センター

語表記館内サイン



階段室二段手摺



関連する
ホームページ

なし

実 績
効 果

評価方法としては、工事完了後、1年または2年目に行う経年調査や毎年行う施設定期点検等で、その後の状況を施設主管課より聴取している。

件 名

番 号

本庁舎車いす優先駐車スペース拡張

4

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	資産管理部庁舎管理課					
内 容	○本庁舎地下2階の車いす優先駐車スペース1か所を拡張					
	<p>現在、本庁舎地下2階の車いす優先の駐車場5台分全てが前後左右、特に左右両側の十分な乗降スペースがなく乗降に困難がある場合があった。</p> <p>柱等、構造上、全てのスペースを拡張することができなかつたため、本庁舎出入り口に近い部分を左右の乗降だけではなく2台分合わせて広いスペースへ改修した。これにより、後部リフトの乗降や運転手の移動も容易に行うことができるようになった。</p>					
	 <p>【改修前】</p>		 <p>【改修後】</p>			
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区)策定の際に、区民による本庁舎点検を実施し、いただいた意見について改善を行った。					

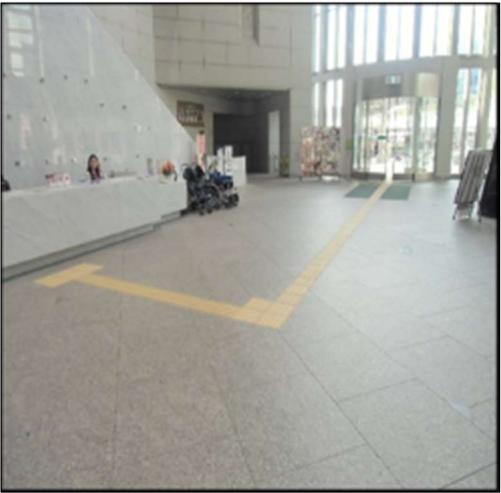
庁舎ホールトイレ改修

5

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	資産管理部庁舎管理課					
内 容	<p>① 庁舎ホールだけでもトイレ改修による機能追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト機能追加 ・ベビーキープ設置 ・1.5mの多目的シート設置 ・ウォシュレットの新設 ・便座後部に背もたれ設置 ・手洗い場の自動水栓新設 ・非常呼び出しボタン新設 ・手すりの設置 					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	平成28年度の北館トイレにつづいて、庁舎ホールトイレについてもユニバーサルデザインのトイレを設置することができた。					

本庁舎の視覚障害者誘導用ブロック整備

6

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	資産管理部庁舎管理課					
内 容	<p>○本庁舎外周 庁舎各エントランスから東側区道への誘導を実施。 庁舎各エントランスから東側区道への点字誘導を実施。 工事課が行う東側区道から足立福祉事務所までの点字ブロックと接続し、庁舎各エントランスから足立福祉事務所までの点字ブロックによる誘導が可能となった。</p> <p>○庁舎内エントランス 白い床の上に銀色の点字ブロックを設置していたため、見分けが付きにくい状態であったが、黄色のブロックに付け替えを行い見分けが付かない状態を解消した。</p>					
	<p style="text-align: center;">東側区道への誘導</p> 	<p style="text-align: center;">庁舎内ブロック付替え</p> 				
関連するホームページ	なし					
実 効 績 果	<p>都市建設部で足立福祉事務所から本庁舎周辺までの誘導用ブロック整備を行っている。本庁舎敷地内の誘導用ブロックもつなげることにより足立福祉事務所への誘導や周辺歩行がより安全に行うことができる。</p>					

件 名

番 号

足立福祉事務所の部分改修

7

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
		●				
所管部課名	福祉部足立福祉事務所生活保護指導課					
内 容	<p>足立福祉事務所の部分改修</p> <p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの改善</p> <p>足立福祉事務所2階3階の受付カウンター前の視覚障害者誘導用ブロックが短かったため、ブロックをカウンターの直前まで延長した。</p>  <p>○筆談用具がある旨の表示の設置</p> <p>筆談ボードを見えるところ置いていなかったため、お客様の目に留まりやすくなるよう、カウンターに常時設置し、案内文も用意した。</p> 					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	障がい者や高齢者等だれもがスムーズに受付をすることが可能になった。今後も、ユニバーサルデザインに配慮した案内サインを推進していく。					

ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する

8

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課					
内 容	<p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】 下記の和便器を洋便器へ改修を行った。(9施設 17台) 緑町保育園 2台、新田わかば保育園 2台、北保木間保育園 1台、 梅田保育園 2台、宮城保育園 3台、本木東保育園 2台、 加賀保育園 3台、大谷田第一保育園 1台 鹿浜こども園第二園舎 1台</p> <p>【改修事例】</p>					
	<p>緑町保育園(2台)</p> 		<p>北保木間保育園(1台)</p> 			
		<p>加賀保育園(3台)</p> 				
関連するホームページ	なし					
実効 績果	<p>【改善のための評価方法】 これまで高齢の方や足の不自由な方に利用しづらいトイレだったが、運動会や保護者会等の際に快適に利用していただいている。</p>					

件名

番号

ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備

9

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
		●				

所管部課名 学校運営部学校施設課（学校教育部学校施設課）

鹿浜菜の花中学校新築工事において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施した。

昇降口のバリアフリー化



だれでもトイレ



エレベーター



車いす利用可能なトイレ・廊下の洗面台



関連するホームページ なし

実績 鹿浜菜の花中学校新築工事において、昇降口等のバリアフリー化、だれでもトイレ・エレベーターの設置を実施した。
 効果 また、トイレや廊下の洗面台を車いす利用可能とした。生徒が安全かつ安心して過ごせ、地域や避難時にも利用しやすい施設となった。

「公共施設等整備基準 事前協議」の実施

10

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																																																																																	
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり																																																																													
所管部課名	都市建設部都市計画課																																																																																		
内 容	<p>各施設整備の事前協議においては、「足立区公共施設等整備基準」に基づき、対象項目・協議先チェック表を活用して、関係各課と協議をしている。</p> <p>ユニバーサルデザインに関しては、「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」を活用しながら協議をし、指導している。</p> <p>平成 29 年度 足立区公共施設等整備基準 事前協議内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>都営辰沼町アパート増築</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>2</td><td>都営南花畑四丁目団地新築 A 棟</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>3</td><td>都営南花畑四丁目団地新築 B 棟</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>4</td><td>都営住宅花畑七丁目新築</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>5</td><td>江北四丁目地区公園整備</td><td>公共施設等</td></tr> <tr><td>6</td><td>加平ポンプ所発電機棟増築</td><td>公共建築物</td></tr> <tr><td>7</td><td>みやぎ水再生センター汚泥処理施設再構築工事</td><td>公共建築物</td></tr> <tr><td>8</td><td>伊興五丁目公園整備</td><td>公共施設等</td></tr> <tr><td>9</td><td>西新井本町公園新設</td><td>公共施設等</td></tr> <tr><td>10</td><td>神明南材料置場外壁改修</td><td>公共建築物</td></tr> <tr><td>11</td><td>UR 竹の塚第一 9 号棟他 15 棟外壁改修</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>12</td><td>都営住宅新田一丁目工事</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>13</td><td>あやせ保育園新築</td><td>公共的建築物等</td></tr> <tr><td>14</td><td>新田西学童保育室新築</td><td>公共的建築物等</td></tr> <tr><td>15</td><td>梅田ポンプ所新築</td><td>公共建築物</td></tr> <tr><td>16</td><td>都営住宅鹿浜二丁目新築</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>17</td><td>西保木間複合施設外壁改修</td><td>公共建築物</td></tr> <tr><td>18</td><td>都営江北三丁目アパート外壁改修</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>19</td><td>都営住宅江北四丁目工事</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>20</td><td>西新井警察署本木交番改築</td><td>公共施設等</td></tr> <tr><td>21</td><td>関原一丁目コミュニティ住宅外壁改修</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>22</td><td>都営青井三丁目第 3 アパート外壁改修</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>23</td><td>UR 竹の塚第一 9 号棟他 15 棟外壁改修</td><td>公共住宅</td></tr> <tr><td>24</td><td>宮城水再生センター汚泥処理施設新築</td><td>公共建築物</td></tr> <tr><td>25</td><td>北綾瀬自転車駐車場他1ヶ所整備</td><td>公共的建築物等</td></tr> </tbody> </table>					番号	名 称	備 考	1	都営辰沼町アパート増築	公共住宅	2	都営南花畑四丁目団地新築 A 棟	公共住宅	3	都営南花畑四丁目団地新築 B 棟	公共住宅	4	都営住宅花畑七丁目新築	公共住宅	5	江北四丁目地区公園整備	公共施設等	6	加平ポンプ所発電機棟増築	公共建築物	7	みやぎ水再生センター汚泥処理施設再構築工事	公共建築物	8	伊興五丁目公園整備	公共施設等	9	西新井本町公園新設	公共施設等	10	神明南材料置場外壁改修	公共建築物	11	UR 竹の塚第一 9 号棟他 15 棟外壁改修	公共住宅	12	都営住宅新田一丁目工事	公共住宅	13	あやせ保育園新築	公共的建築物等	14	新田西学童保育室新築	公共的建築物等	15	梅田ポンプ所新築	公共建築物	16	都営住宅鹿浜二丁目新築	公共住宅	17	西保木間複合施設外壁改修	公共建築物	18	都営江北三丁目アパート外壁改修	公共住宅	19	都営住宅江北四丁目工事	公共住宅	20	西新井警察署本木交番改築	公共施設等	21	関原一丁目コミュニティ住宅外壁改修	公共住宅	22	都営青井三丁目第 3 アパート外壁改修	公共住宅	23	UR 竹の塚第一 9 号棟他 15 棟外壁改修	公共住宅	24	宮城水再生センター汚泥処理施設新築	公共建築物	25	北綾瀬自転車駐車場他1ヶ所整備	公共的建築物等
	番号	名 称	備 考																																																																																
	1	都営辰沼町アパート増築	公共住宅																																																																																
	2	都営南花畑四丁目団地新築 A 棟	公共住宅																																																																																
	3	都営南花畑四丁目団地新築 B 棟	公共住宅																																																																																
	4	都営住宅花畑七丁目新築	公共住宅																																																																																
	5	江北四丁目地区公園整備	公共施設等																																																																																
	6	加平ポンプ所発電機棟増築	公共建築物																																																																																
	7	みやぎ水再生センター汚泥処理施設再構築工事	公共建築物																																																																																
	8	伊興五丁目公園整備	公共施設等																																																																																
	9	西新井本町公園新設	公共施設等																																																																																
	10	神明南材料置場外壁改修	公共建築物																																																																																
	11	UR 竹の塚第一 9 号棟他 15 棟外壁改修	公共住宅																																																																																
	12	都営住宅新田一丁目工事	公共住宅																																																																																
	13	あやせ保育園新築	公共的建築物等																																																																																
	14	新田西学童保育室新築	公共的建築物等																																																																																
	15	梅田ポンプ所新築	公共建築物																																																																																
	16	都営住宅鹿浜二丁目新築	公共住宅																																																																																
	17	西保木間複合施設外壁改修	公共建築物																																																																																
	18	都営江北三丁目アパート外壁改修	公共住宅																																																																																
	19	都営住宅江北四丁目工事	公共住宅																																																																																
	20	西新井警察署本木交番改築	公共施設等																																																																																
	21	関原一丁目コミュニティ住宅外壁改修	公共住宅																																																																																
	22	都営青井三丁目第 3 アパート外壁改修	公共住宅																																																																																
	23	UR 竹の塚第一 9 号棟他 15 棟外壁改修	公共住宅																																																																																
	24	宮城水再生センター汚泥処理施設新築	公共建築物																																																																																
	25	北綾瀬自転車駐車場他1ヶ所整備	公共的建築物等																																																																																

	26	都営青井四丁目第2アパート外壁改修	公共住宅
	27	神明一丁目公園整備	公共施設等
	28	都営住宅弘道二丁目新築	公共住宅
	29	都営住宅弘道二丁目新築	公共住宅
	30	都営西保木間三丁目第2アパート外壁改修	公共住宅
	31	都営西綾瀬四丁目アパート外壁改修	公共住宅
	32	神明障がい福祉施設外壁改修	公共施設等
	33	江北四丁目公園工事	公共施設等
	34	大谷田谷中住区センター大規模改修	公共建築物
	35	梅田地域学習センター外装工事	公共建築物
	36	竹の塚第2団地1号棟他26棟外壁改修	公共住宅
	37	区営伊興五丁目アパート改修	公共住宅
	38	生涯学習センター外壁改修	公共建築物
	39	保塚地域学習センター大規模改修	公共建築物
40	都営住宅宮城一丁目新築	公共住宅	
<p>※民間の宅地開発事業や中高層集合住宅、大規模店舗等の事前協議は、開発指導課の所管事務で事前協議を行っている。</p>			
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/kokyoshisetsu.html		
実効 績果	<p>平成29年度の足立区公共施設等整備基準の事前協議件数は40件である。高齢者や障がい者等だれもが利用しやすい施設整備を指導することができ、ユニバーサルデザイン導入チェックリスト適合率は、目標値の90%を上回る92%(平均)を達成した。</p> <p>今後とも、「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」に基づき、関係各課と連携しながら工事担当部局と協議を行っていく。</p>		

ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する

関連施策	くらし 1-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す									
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり					
所管部課名	福祉部障がい福祉課										
内 容	<p>東京都福祉のまちづくり条例では、特定都市施設(都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のもの)を新設または、改修する場合に、工事着手する日の30日前までに、整備基準を踏まえた届出をするよう定めている。(建築確認が必要な施設については、建築確認に先立って届出が必要)</p> <p>届出が整備基準に適合していない場合には、必要な助言・指導を行うことにより、ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進している。</p> <p>●小規模建築物の整備基準について 生活に身近な店舗等のうち、用途に供する部分の床面積が200㎡未満のもの(小規模建築物)については、小規模建築物の実態にあわせた整備基準を設けている。 ※平成29年度は届出47件中27件(約6割)が小規模建築物(コンビニエンスストア等の物販店舗や飲食店舗等)</p> <p style="text-align: center;">小規模建築物の整備基準(抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>出入口</td> <td>幅 80cm以上 車いす使用者が通行の際支障となる段差を設けないこと 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ車いす使用者が通行可能な経路を確保</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>次に掲げる構造の便房を1以上設置 ・腰掛け便座、手すり等を適切に配置 ・車いす使用者が利用することができるような空間の確保 ・直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの車いす使用者が通行可能な経路を確保</td> </tr> <tr> <td>敷地内の通路</td> <td>幅 120cm以上 車いす使用者が通行の際支障となる段差を設けないこと</td> </tr> </table> <p>※敷地の状況等により整備基準による整備が困難である場合には、管理者の介助等に対応し、高齢者、障がい者等が利用できるようにする必要がある。</p>					出入口	幅 80cm以上 車いす使用者が通行の際支障となる段差を設けないこと 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ車いす使用者が通行可能な経路を確保	便所	次に掲げる構造の便房を1以上設置 ・腰掛け便座、手すり等を適切に配置 ・車いす使用者が利用することができるような空間の確保 ・直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの車いす使用者が通行可能な経路を確保	敷地内の通路	幅 120cm以上 車いす使用者が通行の際支障となる段差を設けないこと
	出入口	幅 80cm以上 車いす使用者が通行の際支障となる段差を設けないこと 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ車いす使用者が通行可能な経路を確保									
便所	次に掲げる構造の便房を1以上設置 ・腰掛け便座、手すり等を適切に配置 ・車いす使用者が利用することができるような空間の確保 ・直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの車いす使用者が通行可能な経路を確保										
敷地内の通路	幅 120cm以上 車いす使用者が通行の際支障となる段差を設けないこと										
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/machi/machizukuri/jore.html										
実効 結果	特定都市施設の新設・改修時に、「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準を踏まえた届出を47件受理し、必要な指導・助言を行うことにより、ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備推進を図ることができた。										

ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する

12

関連施策	くらし 1-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	産業経済部産業振興課（産業経済部中小企業支援課）					
内容	【概要】 区内小規模事業者のうち、足立区で引き続き3年以上事業を営み、かつ区内で経営改善計画を実行する個人事業主もしくは法人を対象に、経営改善計画の策定支援と計画実行に対して補助を行う。					
	【内容】 設備等導入費補助コース及び店舗改修費補助コースの2つのコースで、2分の1助成で上限60万円を補助する。 申請者には、パンフレットを活用して整備基準を説明した。					
	対象者に配付したパンフレット					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/shigoto/chushokigyo/yushi-monozukuri.html					
実効	店舗改修コースとして10社が、和式から洋式便所への改修、大きな文字への変更等による看板設置等を行うことで、ユニバーサルデザインに配慮する仕組みを推進した。					



自転車駐車場の多言語標記の案内表示板設置

13

関連施策	くらし 1-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
所管部課名	都市建設部交通対策課					
内容	北綾瀬南自転車駐車場整備工事において、多言語標記の案内表示板を導入する(来年度工事予定)。 ※ 下記の写真は、過去に整備した自転車駐車場の表示板例					
	〔案内看板〕		〔注意看板〕			
						
〔配置図看板〕						
						
関連するホームページ	なし					
実効	平成30年度の新設整備する場合、多言語標記の案内表示板を設置することで、英語、中国語、韓国語を使用する自転車駐車場の利用者にも対応できる。					

高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う

14

関連施策	くらし 1-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す															
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり											
所管部課名	福祉部障がい福祉課																
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の障がい者の日常生活を容易なものとするため、住宅の一部を改善する場合に助成する。 ・ 新築の場合は屋内移動設備の設置のみ対象となる。 ・ 65歳以上の方は、屋内移動設備のみ本事業の対象となり、それ以外は介護保険給付での対応となる。 ・ 65歳未満の介護保険対象者も保険給付が優先されるが、保険給付のみでは不足する場合、改修前に申請いただくと、介護保険からの給付額を差し引いた額について助成が受けられる。 ・ 給付種目と対象者、助成額は下表のとおりだが、世帯の課税状況に応じて一部自己負担額がある。 																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種目</th> <th>対象者</th> <th>助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模住宅改修</td> <td>学齢児以上65歳未満で下肢または体幹にかかる障がいの程度が3級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(ただし特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) 難病で下肢または体幹機能に障がいのある方</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>中規模住宅改修</td> <td>学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者</td> <td>641,000円</td> </tr> <tr> <td>屋内移動設備</td> <td>学齢児以上で上肢、下肢または体幹の機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が身体障害者手帳1級の方及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(65歳以上も対象になる)</td> <td>機器本体・付属機器 979,000円 設備費 353,000円</td> </tr> </tbody> </table>					給付種目	対象者	助成限度額	小規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹にかかる障がいの程度が3級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(ただし特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) 難病で下肢または体幹機能に障がいのある方	200,000円	中規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者	641,000円	屋内移動設備	学齢児以上で上肢、下肢または体幹の機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が身体障害者手帳1級の方及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(65歳以上も対象になる)	機器本体・付属機器 979,000円 設備費 353,000円
	給付種目	対象者	助成限度額														
	小規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹にかかる障がいの程度が3級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(ただし特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) 難病で下肢または体幹機能に障がいのある方	200,000円														
中規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者	641,000円															
屋内移動設備	学齢児以上で上肢、下肢または体幹の機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が身体障害者手帳1級の方及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(65歳以上も対象になる)	機器本体・付属機器 979,000円 設備費 353,000円															
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/fukushi-kenko/shinshin/techo-jutaku-setsubi.html																
実 績 効 果	在宅の重度障がい者が生活しやすいように住宅を改修することによって、生活の質を向上し、日常生活の利便を図ることができた。																

住宅改良助成制度

15

関連施策	くらし 1-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	都市建設部建築室住宅課					
内容	14 件、1,230 千円の助成実績 (内訳:戸建住宅及び共同住宅の専用部 8 件、分譲マンションの共用部 6 件) 【住宅改良事例】 《分譲マンションの共用階段の手すり設置》					
						
内容	《戸建住宅の浴室の段差解消》					
	 <p>段差 250 mm</p>					

	<p>【助成対象】 ①自己所有で自己居住の住宅(分譲マンションの専用部分含む) ②分譲マンションの共用部分</p> <p>【対象工事】 住宅改良工事のうち、次の内容を含むもの ①住宅内のバリアフリー化のため、敷居等の段差解消や手すりを設置する工事 ②多世代同居のための間取り変更工事 ③分譲マンションのエントランスへのスロープ設置や共用階段の手すり設置</p> <p>【助成要件】 ①同一の改良でこの助成を受けた方がいない世帯 ②特別区民税を滞納していない方 ③段差解消工事・手すりの設置工事は、65歳以上の方がいない世帯 (分譲マンションの共用部分を除く)</p> <p>【助成金額】 対象工事金額(消費税除く)×20%(限度額 30万円、千円未満切り捨て)または、 箇所別上限額と比較して低い額</p> <p>【助成できない工事】 ①新築・改築工事 ②併用住宅で店舗・事務所・作業場の部分 ③介護保険等の他の給付制度を利用する工事 ④申請前に工事を始めている場合</p>
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/juutaku/machi/jutaku/kairyojose.html
実 績 効 果	<p>本事業を活用して、既存住宅をバリアフリーに改良して長く住み続けられるように支援することで、安全で快適な居住環境の確保に寄与している。また、分譲マンションの共用部のバリアフリー工事や多世代同居に伴う間取り変更工事に関する助成制度は、他に類似の助成制度がないため有効である。</p> <p>平成30年度から区民にとって使いやすい制度となるよう、箇所別上限額の見直しや申請手続きの簡素化を図り、さらに安全で快適な居住環境を促進する。</p>

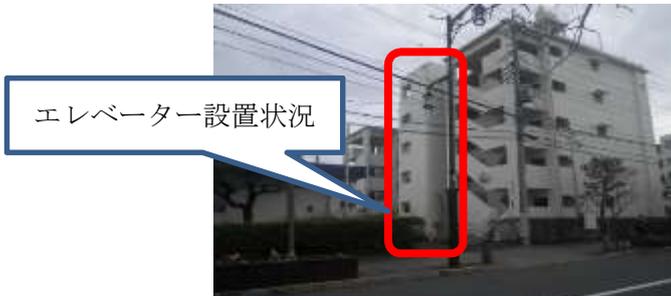
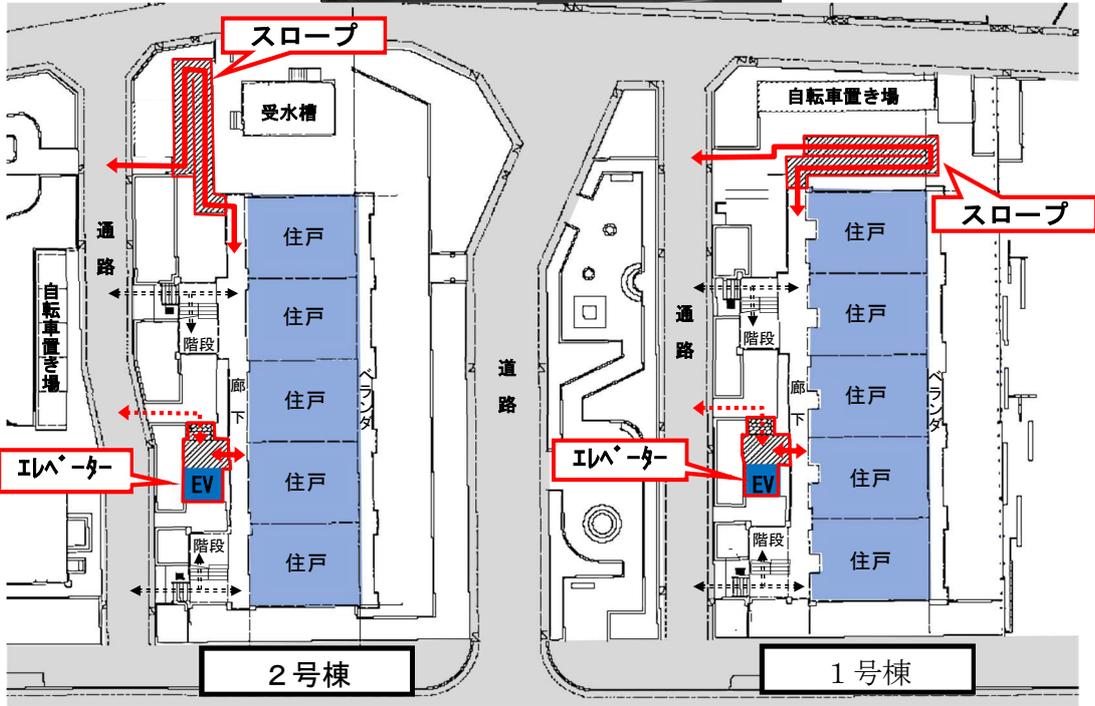
要支援・要介護認定者の住宅改修

16

関連施策	くらし 1-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	福祉部介護保険課					
内 容	<p>29年度の住宅改修費支給実績 2062件 179,146,232円</p> <p>【対象者】 介護保険の認定で、要支援・要介護と認定された者</p> <p>【対象工事】 要支援・要介護認定者の身体状況により、必要と認められた自宅における下記の工事(*新築・改築は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消 ・滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更 ・開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去 ・和式から洋式への便器の取り替え ・その他これらの各工事に付帯して必要な工事 <p>【利用限度額】 原則1回限り20万円まで(1割または2割の利用者負担あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> *1回の改修で20万円を使い切らずに数回に分けて使用することも可 *転居した場合や介護度が著しく高くなった場合、再度支給可 					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/kaigo/kurashi/hoken/kaigo-kaishu.html					
実効 績果	住宅改修により、要支援・要介護認定者の住環境を改善することに貢献し、施設等に入所することなく、住み慣れた土地・家で、より安全に生活し続けることを可能にした。					

ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅を整備する

17

関連施策	くらし 1-⑦	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	都市建設部建築室住宅課					
内容	<p>UDに対して追加した視点は、区営伊興町前沼アパート1号棟及び2号棟の共用部に対して、エレベーター及びスロープの設置をしたことである。</p> <p>改善点としては、道路から住戸までの段差解消ができ、居住環境の改善を達成することができたことである。</p>					
	 					
関連するホームページ	なし					
実績効果	<p>道路から住戸までの段差解消ができたことで、居住者より「高齢になり階段の昇降が辛かったが、これで買い物等の外出がしやすくなった」等の声をいただいた。</p>					

駅前における放置自転車対策

18

関連施策	暮らし 1-⑧	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																							
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり																			
所管部課名	都市建設部交通対策課																								
内 容	駅前周辺の半径約300mの地域を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車駐車場への誘導等の街頭指導や、長時間放置されている自転車について、警告の札付け及び撤去活動を実施している。																								
	【自転車駐車場への誘導】		【放置自転車に警告の付札】																						
																									
●主要駅ごとの放置率																									
放置率＝放置台数／乗入台数(放置台数＋駐輪場内の駐車台数) ※小数点第2位以下切り捨て																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>放置台数</th> <th>乗入台数</th> <th>放置率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北千住駅</td> <td>5台</td> <td>3,872台</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>西新井駅</td> <td>14台</td> <td>4,718台</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>竹ノ塚駅</td> <td>42台</td> <td>6,941台</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>綾瀬駅</td> <td>13台</td> <td>7,340台</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table>							放置台数	乗入台数	放置率	北千住駅	5台	3,872台	0.1%	西新井駅	14台	4,718台	0.2%	竹ノ塚駅	42台	6,941台	0.6%	綾瀬駅	13台	7,340台	0.1%
	放置台数	乗入台数	放置率																						
北千住駅	5台	3,872台	0.1%																						
西新井駅	14台	4,718台	0.2%																						
竹ノ塚駅	42台	6,941台	0.6%																						
綾瀬駅	13台	7,340台	0.1%																						
【平成29年度東京都調査結果より】																									

●総合自転車対策業務委託の効果

総合自転車対策業務委託とは、放置自転車対策業務と駐輪場の管理運營業務を一括で業務委託し、この2つの業務をより効率的かつ効果的に行うものである。総合自転車対策は、特に放置自転車が多かった地区で実施することとなり、平成23年度より北千住・五反野地区、平成25年度より竹の塚・西新井地区で導入した。その結果、東京都における調査では、区内の駅前自転車放置率について、平成24年度から29年度まで6年連続で23区最少を達成した。放置自転車台数も年々減少傾向にあり、総合自転車対策の成果は継続的に上げられている。

	区内放置率	区内駅前放置台数
平成24年度	0.5%	193台
平成25年度	0.5%	195台
平成26年度	0.5%	197台
平成27年度	0.5%	173台
平成28年度	0.3%	120台
平成29年度	0.3%	110台

関連する
ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/kotsu/machi/jitensha/hochi.html>

実 績
効 果

東京都による駅前放置自転車の現況と対策調査の結果、駅前における自転車の放置率は0.3%で、5年連続で23区最少となった昨年度の数値を維持した。

障がい者への様々な移動手段を確保する

19

関連施策	くらし 1—⑩	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	①、③～⑦福祉部障がい福祉課					
内 容	<p>① 自分ひとりでは移動(外出)することが困難な障がい者(児)等に対して、ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の円滑な社会参加を促進する事業。この事業を利用することで、障がいの有無にかかわらず外出が容易になり、障がい者(児)の活動の場が広がった。</p> <p>③ 外出困難な心身障がい者に、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るために、東京23区・武蔵野市・三鷹市で利用できる福祉タクシー券を交付した。</p> <p>④ 身体障がい者が自己もしくは同居する家族の所有する自動車または原動機付自転車により外出した場合、その燃料費の一部を助成した。</p> <p>⑤ 身体の障がいのため、一般の三輪自転車等が利用できない方に対し、身体障がい者用三輪自転車の購入費等の一部を助成した。</p> <p>⑥ 身体・知的障がい者が自動車運転免許を取得する際、費用の一部を助成した。</p> <p>⑦ 自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造し、四肢のうち2肢に障がいがあっても自動車の運転ができるようにする事業。「両手のみ動かすことができる」「両足のみ動かすことができる」「片手と片足のみ動かすことができる」等の障がいに対して対応が可能。この改造により、障がい者の移動環境が大きく改善し、行動範囲の拡大につなげた。</p>					
関連するホームページ	<p>①http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/fukushi-kenko/shinshin/techo-nichijo-ido.html</p> <p>③http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/fukushi-kenko/shinshin/waribiki-j-taxi.html</p> <p>④http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/fukushi-kenko/shinshin/waribiki-j-nenryohi.html</p> <p>⑤http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/fukushi-kenko/shinshin/techo-nichijo-sanrin.html</p> <p>⑦http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/fukushi-kenko/shinshin/waribiki-j-kaizohi.html</p>					
実 績 効 果	<p>一般交通機関の利用が困難な障がい者に対し、移動の手段を確保することにより、障がい者の社会参加の促進を図ることができた。</p>					

件 名

番 号

障がい者への様々な移動手段を確保する

20

関連施策	くらし 1—⑩	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	②福祉部障がい福祉センター					
内 容	②自分ひとりでは生活介護施設等に通所することが困難な重度心身障がい者に通所バスを配車し、日中活動の場への交通手段を提供する事業。1台のバスを複数の施設で利用することで、効率的な運行を図っている。					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	一般交通機関の利用が困難な障がい者に対し、移動手段を確保することで、障がい者の社会参加の促進を図ることができた。					

住区センターの案内サインを整備

21

関連施策	くらし 1-⑪	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課					
内 容	<p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】</p> <p>・東和住区センターの大規模改修に伴い、案内板・館内サインをユニバーサルデザインや多言語(英語・中国語・韓国語)に対応させた。</p> <p>●館内サイン(4か国語表記)</p>  <p>●案内サイン(4か国語表記)</p> 					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	住区センターに来る外国人の方に対して、わかりやすい案内板を作成した。					

ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する

22

関連施策	くらし 1-⑪	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課					
内容	【実施場所:東和地域学習センター】					
	・館内案内サインの多言語化   					
関連するホームページ	なし					
実効	外国人利用者の利便性が高まった。					

多言語による館内案内サイン(トイレ周辺)を充実させる

23

関連施策	くらし 1-⑪	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	地域のちから推進部中央図書館					
内 容	【実施場所:中央図書館内トイレ】 日本語表示のサインを地域調整課多文化担当により翻訳依頼し、ピクトグラムを取り入れた多言語化(英語、中国語、韓国語)のサインに変更する。					
	変更前 トイレ		禁 煙		スマホ禁止	
						
変更後 トイレ		禁 煙		スマホ禁止		
						
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	中央図書館には外国書コーナーもあり、外国人利用者に対しサービスアップにつながる。					

件名	ユニバーサルデザインに配慮した 歩行者系案内サインを整備する	番号 24
----	-----------------------------------	-----------------

関連施策	くらし 1-⑫	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				

所管部課名	産業経済部産業政策課
-------	------------

内容	<p>北千住駅周辺にある案内サインの修正を行う。</p> <p>【修正前】</p> <p>【修正後】</p>
----	--

関連するホームページ	なし
------------	----

実効 績果	北千住駅周辺の案内板3基について、施設更新に伴う地図情報の修正を行った。盤面の案内は日本語及び英語の2カ国語で、凡例は中国語及び韓国語を加えた4カ国語表記としている。
----------	---

件 名	番 号				
ユニバーサルデザインに配慮した 歩行者系案内サインを整備する					25
関連施策 暮らし 1—⑫	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
	くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
●		○			
所管部課名	都市建設部都市計画課				
内 容	<p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】</p> <p>区内サイン表示内容の修繕を実施し、施設更新や名称変更に伴う、既存サインの表示内容の時点修正を行った。</p> <p>○日暮里・舎人ライナー沿線：17枚(平成30年1月から3月事業実施) ○六町・千住大橋・梅島周辺： 5枚((平成30年1月から3月事業実施)</p>				
	 <p style="text-align: center;">扇大橋駅</p>	 <p style="text-align: center;">千住大橋駅</p>			
関連する ホームページ	なし				
実 績 効 果	<p>区内サイン表示内容の時点修正を行い、多言語や色彩等、ユニバーサルデザインを考慮した最新の情報に更新した。</p>				

音声情報や触知情報による誘導装置を設置する

26

関連施策	くらし 1—⑬	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				

所管部課名	資産管理部庁舎管理課
-------	------------

本庁舎に聴覚障がいのある方に対応した警報器「光警報装置」をエレベーターホール、トイレへ設置した。
平成28年度108か所 平成29年度158か所
合計266か所



光警報フラッシュ設置箇所図

階数	EVホール			誰でもトイレ			男子トイレ			女子トイレ			駐車場			他	計
	中央	南	北	中央	南	北	中央	南	北	中央	南	北	中央	南	北		
14	/	3	/	/	1	/	/	1	/	/	2	/	/	/	/	7	
13	/	3	/	/	1	/	/	1	/	/	2	/	/	/	/	7	
12	/	3	/	/	1	/	/	1	/	/	2	/	/	1	/	8	
11	/	3	/	/	1	/	/	2	/	/	2	/	/	/	/	8	
10	/	3	/	/	1	/	/	2	/	/	2	/	/	/	/	8	
9	/	3	/	/	1	/	/	2	/	/	2	/	/	/	/	8	
8	1	3	/	1	1	/	3	2	/	1	2	/	/	/	/	14	
7	2	3	/	1	/	/	3	2	/	2	2	/	/	1	/	16	
6	2	3	/	1	1	/	3	2	/	2	3	/	/	/	/	17	
5	2	3	/	1	1	/	2	2	/	1	2	/	/	1	/	15	
4	2	3	1	1	1	1	2	2	2	1	2	4	/	/	2	24	
3	2	3	1	1	1	1	3	2	2	4	2	4	/	/	2	28	
2	2	3	1	/	1	1	1	2	2	5	2	4	/	/	7	31	
1	2	2	1	1	1	1	3	2	2	3	2	4	/	/	2	26	
B1	1	3	1	/	/	/	/	1	1	/	2	1	/	/	1	11	
B2	1	3	1	/	1	/	/	1	1	/	2	1	6	2	4	23	
B3	1	3	/	/	/	/	/	1	/	/	2	/	7	1	/	15	
																総計	266

他：庁舎ホール通路等

平成29年度未設置箇所5か所(表中の網掛け部分)については、30年度設置予定

関連するホームページ	なし
------------	----

実績	高年齢者や障がい者がより安心して庁舎を利用できるようになった。
----	---------------------------------

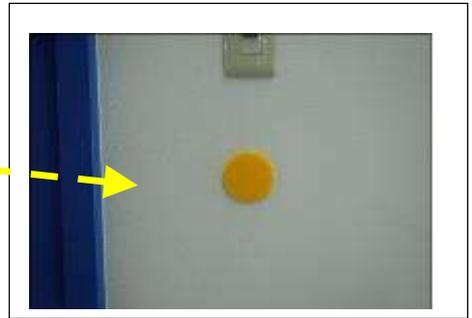
音声情報や触知情報による誘導装置を設置する

27

関連施策	くらし 1—⑬	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	資産管理部営繕管理課					
内 容	<p>【実施場所】 東和地域学習センター、興本地域学習センター、神明住区センター、江南センター(新築)、大谷田障がい福祉施設(光警報のみ)</p> <p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】 ・小台・宮城地区公共施設新築工事においては、設計委託時に障がい者団体等に対しレビューを実施し、要望等をできる限り取り入れた施設とした。</p> <p>東和地域学習センター</p>					
			<p>音声誘導案内</p> 			
		<p>音声誘導案内</p> 				



トイレ入口触知サイン



エントランス点字ブロック



階段手摺触知サイン

関連する
ホームページ

なし

実効
績果

評価方法としては、工事完了後、1年または2年目に行う経年調査や毎年行う施設定期点検等で、その後の状況を施設主管課より聴取している。

特定事業計画の作成についての回答

28

関連施策	くらし 1-⑮	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																																																															
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり																																																											
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課																																																																
内 容	<p>■特定事業計画策定状況</p> <p>足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)に基づく特定事業計画策定状況を以下に示す。今後は、この特定事業計画に基づき事業主体が施設等のバリアフリー化を進めていく。</p> <p>1 公共交通特定事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備対象</th> <th>事業主体</th> <th>連絡先</th> <th>特定事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梅島駅</td> <td rowspan="2">東武鉄道株式会社</td> <td rowspan="2">鉄道事業本部 施設部</td> <td>未回答</td> </tr> <tr> <td>五反野駅</td> <td>未回答</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 道路特定事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備対象</th> <th>事業主体</th> <th>連絡先</th> <th>特定事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道4号</td> <td>国土交通省</td> <td>東京国道事務所</td> <td>未回答</td> </tr> <tr> <td>環七通り</td> <td>東京都</td> <td>補修課</td> <td>未回答</td> </tr> <tr> <td>環七南通り</td> <td>東京都</td> <td>工事課</td> <td>未回答</td> </tr> <tr> <td>五反野 350号</td> <td rowspan="11">足立区</td> <td rowspan="11">工事課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>足立 36号</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>五反野 168号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>五反野 111号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>足立 37号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>梅島 370号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>足立 31号</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>梅島 224号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>梅島 235号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>足立 35号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>花畑大橋通り(補 256)</td> <td>足立区</td> <td>街路橋りょう課</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 交通安全特定事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備対象</th> <th>事業主体</th> <th>連絡先</th> <th>特定事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重点整備地区内</td> <td>東京都公安委員会</td> <td>警視庁交通規制課</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					整備対象	事業主体	連絡先	特定事業	梅島駅	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 施設部	未回答	五反野駅	未回答	整備対象	事業主体	連絡先	特定事業	国道4号	国土交通省	東京国道事務所	未回答	環七通り	東京都	補修課	未回答	環七南通り	東京都	工事課	未回答	五反野 350号	足立区	工事課	-	足立 36号	○	五反野 168号	-	五反野 111号	-	足立 37号	-	梅島 370号	-	足立 31号	○	梅島 224号	-	梅島 235号	-	足立 35号	-	花畑大橋通り(補 256)	足立区	街路橋りょう課	○	整備対象	事業主体	連絡先	特定事業	重点整備地区内	東京都公安委員会	警視庁交通規制課	○
	整備対象	事業主体	連絡先	特定事業																																																													
	梅島駅	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 施設部	未回答																																																													
	五反野駅			未回答																																																													
	整備対象	事業主体	連絡先	特定事業																																																													
	国道4号	国土交通省	東京国道事務所	未回答																																																													
	環七通り	東京都	補修課	未回答																																																													
	環七南通り	東京都	工事課	未回答																																																													
	五反野 350号	足立区	工事課	-																																																													
	足立 36号			○																																																													
	五反野 168号			-																																																													
	五反野 111号			-																																																													
	足立 37号			-																																																													
	梅島 370号			-																																																													
	足立 31号			○																																																													
梅島 224号	-																																																																
梅島 235号	-																																																																
足立 35号	-																																																																
花畑大橋通り(補 256)	足立区			街路橋りょう課	○																																																												
整備対象	事業主体	連絡先	特定事業																																																														
重点整備地区内	東京都公安委員会	警視庁交通規制課	○																																																														

4 都市公園特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	特定事業
ベルmont公園	足立区	公園管理課	○
青井ふれあい公園			○
梅島公園			○

5 建築物特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	特定事業
足立区役所	足立区	庁舎管理課	○
		交通対策課	○
エル・ソフィア		地域文化課	○
			○
中央本町地域学習センター		住区推進課	○
中央本町住区センター			○
栗島住区センター			○
梅島住区センター			○
梅田図書館		中央図書館	○
足立保健所		生活衛生課	○
足立福祉事務所	生活保護指導課	○	

6 その他の事業

整備対象	事業主体	連絡先	特定事業
バス停	バス事業者 道路管理者	都営バス	○
		東武バス	未回答
		交通対策課	-

「-」は、機会を捉えて作成するとの回答あり

関連する
ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/machizukuri/barrier-free.html>

実 績
効 果

今後も、足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)に基づき、各施設管理者に協力を働きかけていく。

件 名 区内事業者が行う ユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する	番 号 29
--	---

関連施策	暮らし 2-①	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
			●			

所管部課名	産業経済部産業振興課（産業経済部中小企業支援課）
--------------	--------------------------

内 容	<p>【あだち新製品開発講座】</p> <p>あだち新製品開発講座では、自社の得意分野を生かした独自製品を開発する製品を開発するために、4月から9か月間に渡って、開発方法、権利の守り方、プレゼン方法等を実践的に学ぶ講座を実施している。</p> <p>平成30年2月23日、次年度の参加企業募集のためのプレセミナーにおいて、ユニバーサルデザイン担当課と連携し、ユニバーサルデザインの理念について説明や関連製品の紹介を行った。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 各企業のディスカッション風景 </div> <p>【周知関連】</p> <p>産学連携事業やマッチングクリエイターが主催するビジネス交流会において、ユニバーサルデザインのパンフレットを配布し、周知を図った。</p>
------------	--

関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/sanngakutop.html http://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/shigoto/nyusatsu/jigyosha-matching.html
-------------------	--

実 績 効 果	あだち新製品開発講座では、各参加企業がユニバーサルデザインに配慮した製品開発を行った。
----------------	---

区内事業者の
ユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する

30

関連施策	もの 2-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
			●			
所管部課名	産業経済部産業振興課					
内容	<p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区内企業のPRの場として、東京ビックサイトで実施の「インテリアライフスタイル」、「東京インターナショナルギフトショー」、「産業交流展」のほか、新たに「機械要素技術展」に出展した。出展支援として、ブースの確保や出展経費の助成を行っている。  <p style="text-align: center;">＜展示会の様子＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度からは、上記展示会に出展する企業に対して、展示会出展に向けて、製品の魅力的な展示方法や製品についてのプレゼンテーション力を高める方法の事前研修を行った。また、第三者が出展企業の評価を行う方法も取り入れ、より効果の上がる展示会となるよう努めた。  <p style="text-align: center;">＜事前研修の様子＞</p>					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/s-shinko/shigoto/shogyo/brand-toha.html					
実効 結果	<p>出展経費助成等の出展支援を行うことで、各出展企業が展示会に出展しやすい環境をつくることができた。</p> <p>展示会出展に向けた事前研修の実施や第三者による評価内容を各企業にフィードバックすることにより、出展企業の意識が変わり、ブースにおける装飾等に工夫があらわれてきた。</p>					

ユニバーサルデザイン関連製品の展示

31

関連施策	もの 2-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
			●			
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
内 容	<p>■中学生職場体験学習 日程：9月26・27日、11月21・22日 場所：足立区役所都市計画課打合せコーナー 見学者：5名 内容：職場体験に来た中学生に対して、ユニバーサルデザイン担当の業務を紹介するとともに、ユニバーサルデザイン製品を実際に触れてもらうことで、より分かりやすくユニバーサルデザインとは何か理解してもらうことができた。</p> <p>■障がい者週間アート展 日程：12月2日～8日 場所：足立区役所アトリウム 見学者：約100名 内容：展示期間が長く、職員が常駐できなかつたため、シールによる簡単なアンケートを実施。</p> <p>■ユニバーサルデザインのまちづくり講演会 日程：1月23日 場所：足立区役所庁舎ホール前 見学者：約300名 内容：講演会会場前にて展示。 ユニバーサルデザイン製品を 実際に触れていただいた。</p> <p>■障害者差別解消法に係る職員研修会 日程：1月24日 場所：足立区役所庁舎ホール前 見学者：約300名 内容：上記の講演会と同様、会場前にて展示。</p>					



■製品開発講座(プレセミナー)

日程:2月23日

場所:あだち産業センター

見学者:17名

内容:ユニバーサルデザイン製品について

■社会福祉講座

日程:3月17日

場所:障がい福祉センターあしすと

見学者:50名

内容:区が実施しているユニバーサルデザインについて
ユニバーサルデザイン製品について



【ユニバーサルデザイン製品】



【段差模型】

関連する
ホームページ

なし

実 績
効 果

様々な機会を捉えて、ユニバーサルデザイン製品の啓発を通じて、ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めていただくことができた。

ユニバーサルデザインのまちづくり講演会

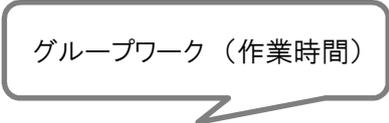
32

関連施策	ひと 3-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課（総務部総務課）					
内 容	<p>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例の施行(平成24年12月)に伴い、ユニバーサルデザインへの理解を深めるため講演会を開催した。</p> <p>【日程】 平成30年1月23日</p> <p>【内容】 ・先進企業((株)イトーキ)の取り組みについて ・ユニバーサルデザイン商品の展示</p> <p>【テーマ】 「“使いやすい”から“健康”へ ～イトーキが考えるユニバーサルデザインの進化～」 (株)イトーキ Ud&Ecoソリューション開発分 部長 八木 佳子 様</p>					
						
						
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/universaldesign-pamflet.html					
実 効 績 果	<p>職員(214名)、他区職員(11名)、区民(3名)、ユニバーサルデザイン推進会議委員(3名)の参加があった。</p> <p>先進企業((株)イトーキ)より講師を迎え、取り組み事例を具体的に紹介することで、ユニバーサルデザインを身近に感じてもらう、理解を深める一助となった。</p> <p>ユニバーサルデザイン商品の展示を行い、実際に触れてもらい、試してもらった。</p>					

ユニバーサルデザイン出張講座を実施する

33

関連施策	ひと 3-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
内 容	<p>【児童向け】</p> <p>■出張講座 「みんなでつくろう！ユニバーサルデザインのまち」の実施</p> <p>平成29年9月13日 本木小学校 6年1組、2組 計：64名</p> <p>平成29年10月31日 東伊興小学校 5年1組、2組、3組 計：88名</p> <p>平成29年12月13日 北鹿浜小学校 5年1組、2組 計：62名</p> <p>平成30年1月25日 舎人第一小学校 5年1組、2組、3組 計：83名</p> <p>【一般向け】</p> <p>■新製品開発講座(プレセミナー) 平成30年2月23日 17名参加 ユニバーサルデザイン製品について</p> <p>■社会福祉講座 平成30年3月17日 45名参加 区が実施しているユニバーサルデザインについて ユニバーサルデザイン製品について</p>					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/machizukuri/kokoro-ud.html					



実効
結果

■ 児童へのアンケート結果

- ・説明もパワーポイント資料も分かりやすかったです。
- ・班で考えて発表したり、すごく考えることができました。
- ・クイズ形式でおもしろかったので、楽しく学ぶことができました。
- ・ユニバーサルデザインの意味も知ることができて、すごく勉強になりました。
- ・もっといろいろなことを聞きたかったので、今度もっと詳しくやりたいです。
- ・動画で説明してほしいです。
- ・いろいろなところでいろいろな人が利用しやすくするための工夫がされていてびっくりしました。
- ・自分たちが普段なにげなく使っているものもユニバーサルデザインだということが分かりました。
- ・自分たちにも周りの人を助けられることが分かりました。
- ・これからもっと心づかいをたくさんしようと思いました。
- ・まちで困っている人がいたら見つけたら、助けてあげたいです。
- ・心づかいをしているいろいろな人が助け合うことが大切だと思いました。
- ・今までは何も考えないで生活してきたけど、これからは心づかいをしながら生活してみようと思いました。
- ・ゆずりあい、声かけ、お手伝い、心がけは1回目は恥ずかしいかもしれないけれどその1回目に勇気をもって行動すれば、2回目3回目などは戸惑いなくできると思ったので、同情するだけでなく行動にうつすことが大切だと思いました。
- ・「みんなが安心して暮らせるまち」という言葉が印象に残りました。
- ・ユニバーサルデザインは、ものの使いやすさ以外に心づかいも大切だということが分かりました。
- ・みんなで協力してすてきなユニバーサルデザインのまちをつくっていきいたいと思います。
- ・ユニバーサルデザインという言葉がみんなをつなぐと思います。

児童向けユニバーサルデザイン出張講座のプログラム

34

関連施策	ひと 3-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																																						
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり																																		
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課																																							
内容	■出張講座「みんなでつくろう！ユニバーサルデザインのまち」の実施																																							
	 <p>ユニバーサルデザイン出張講座 プログラム(45分)</p> <p>1. 方針 「ユニバーサルデザインのまちをつくるには、施設整備と同時に、気づかいや手助けを行う「こころづかい」も重要である」ことにお心を遣った講座です。また、年齢を越して学習に悩んでいる形式から各自の学習を促す内容としています。</p> <p>2. 構成 45分(1コマ)で行う講座の構成です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>所要時間</th> <th>スライド</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 【あいさつ】 自己紹介</td> <td>3分</td> <td>—</td> <td>ユニバーサルデザイン担当の紹介 簡単な仕事の内容紹介</td> </tr> <tr> <td>2 【導入】 ユニバーサルデザインのまちとは</td> <td>3分</td> <td>1～8</td> <td>事例の紹介 ユニバーサルデザインとまちの言葉 ユニバーサルデザインの効果となる多様な人々の「おもてなし」についての問い すべての人にとって使いやすいとは？ いろいろな人が喜ぶことができることの紹介 〔高齢者、身体障害者、妊婦、子ども連れ、外国生まれ者、小学生〕</td> </tr> <tr> <td>3 【事例紹介】 いろいろな人のまち 中で困ったこと</td> <td>8分</td> <td>9～13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 【ワーク】 ユニバーサル デザインを身近に</td> <td>8分</td> <td>ワーク シート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 【発表・事例紹介】 困ったことを解決する ための工夫</td> <td>10分</td> <td>14～26</td> <td>駅や店舗でのバリアフリー整備の紹介 みんなの「困った」が解決された安心なまち それがユニバーサルデザインのまち</td> </tr> <tr> <td>6 【事例紹介】 ここぞつなぐの事例</td> <td>10分</td> <td>27～41</td> <td>わたしの工夫も大事だけどそれだけでは解決 されないこともある 欠かせないこころづかいの方法を紹介 つなぐあり、つなぐけい、つなぐほい、つなぐがけ</td> </tr> <tr> <td>7 【まとめ】 わたしの工夫とここぞ つなぐの両方が必要</td> <td>3分</td> <td>42～44</td> <td>施設整備とこころづかいの両方、初めてユ ニバーサルデザインのまちがつかんよる</td> </tr> <tr> <td>8 【振り返り】 自分ができることは？</td> <td>8分</td> <td>ワーク シート</td> <td>自分ができることやわかったことについて 振り返って考えてみる</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 会場 スクリーンやワークシートを使った講座なので、完全無に合わせた会場設定をお願いします。</p>					場 所	所要時間	スライド	備 考	1 【あいさつ】 自己紹介	3分	—	ユニバーサルデザイン担当の紹介 簡単な仕事の内容紹介	2 【導入】 ユニバーサルデザインのまちとは	3分	1～8	事例の紹介 ユニバーサルデザインとまちの言葉 ユニバーサルデザインの効果となる多様な人々の「おもてなし」についての問い すべての人にとって使いやすいとは？ いろいろな人が喜ぶことができることの紹介 〔高齢者、身体障害者、妊婦、子ども連れ、外国生まれ者、小学生〕	3 【事例紹介】 いろいろな人のまち 中で困ったこと	8分	9～13		4 【ワーク】 ユニバーサル デザインを身近に	8分	ワーク シート		5 【発表・事例紹介】 困ったことを解決する ための工夫	10分	14～26	駅や店舗でのバリアフリー整備の紹介 みんなの「困った」が解決された安心なまち それがユニバーサルデザインのまち	6 【事例紹介】 ここぞつなぐの事例	10分	27～41	わたしの工夫も大事だけどそれだけでは解決 されないこともある 欠かせないこころづかいの方法を紹介 つなぐあり、つなぐけい、つなぐほい、つなぐがけ	7 【まとめ】 わたしの工夫とここぞ つなぐの両方が必要	3分	42～44	施設整備とこころづかいの両方、初めてユ ニバーサルデザインのまちがつかんよる	8 【振り返り】 自分ができることは？	8分	ワーク シート
場 所	所要時間	スライド	備 考																																					
1 【あいさつ】 自己紹介	3分	—	ユニバーサルデザイン担当の紹介 簡単な仕事の内容紹介																																					
2 【導入】 ユニバーサルデザインのまちとは	3分	1～8	事例の紹介 ユニバーサルデザインとまちの言葉 ユニバーサルデザインの効果となる多様な人々の「おもてなし」についての問い すべての人にとって使いやすいとは？ いろいろな人が喜ぶことができることの紹介 〔高齢者、身体障害者、妊婦、子ども連れ、外国生まれ者、小学生〕																																					
3 【事例紹介】 いろいろな人のまち 中で困ったこと	8分	9～13																																						
4 【ワーク】 ユニバーサル デザインを身近に	8分	ワーク シート																																						
5 【発表・事例紹介】 困ったことを解決する ための工夫	10分	14～26	駅や店舗でのバリアフリー整備の紹介 みんなの「困った」が解決された安心なまち それがユニバーサルデザインのまち																																					
6 【事例紹介】 ここぞつなぐの事例	10分	27～41	わたしの工夫も大事だけどそれだけでは解決 されないこともある 欠かせないこころづかいの方法を紹介 つなぐあり、つなぐけい、つなぐほい、つなぐがけ																																					
7 【まとめ】 わたしの工夫とここぞ つなぐの両方が必要	3分	42～44	施設整備とこころづかいの両方、初めてユ ニバーサルデザインのまちがつかんよる																																					
8 【振り返り】 自分ができることは？	8分	ワーク シート	自分ができることやわかったことについて 振り返って考えてみる																																					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/machizukuri/kokoro-ud.html																																							

実効
結果

■教師へのアンケート結果

- ・とてもすてきな講義だったので、ぜひ今後も活用したいです。
- ・「思いやり、心づかい」から発信されたユニバーサルデザインを学ぶ機会があり、本当に学びの多い時間だったと思います。
- ・とても分かりやすく、子どもたちもよく理解することができました。
- ・子どもたちの反応がとても良かったです。
- ・ワークシートがとても分かりやすく、今後の授業でも使用していきたいと思います。
- ・質疑応答の時間を入れていただいたので、ありがたかったです。
- ・児童の発言を全て肯定的に受け止めていただけて、子どもたちも気持ちよく発言することができました。
- ・話を聞く以外の子どもの活動時間をより多く取れるといいかと思いました。
- ・子どもの発表に対する反応や話の抑揚がはっきりすると、より良くなると思います。
- ・実際のユニバーサルデザインの施設等を写真、映像で見せていただくと学びがもっと深まると思いました。
- ・体験型や活動型があるといいなと思います。(ユニバーサルデザインの製品、車いすや目の不自由な方の疑似体験、点字や手話、障がい者との交流等)
- ・授業の最後に、子どもたちからの感想を発表させるか理想のまちを考えさせるなどするといいかなと思いました。
- ・ICT教材は見やすく、分かりやすいという良い点と、すぐに消えるという悪い点があるので、キーワードとなる言葉や写真等は黒板に貼ると子どもたちも目で見て、学習がより記憶に残るのではないかと思いました。

ユニバーサルデザインに配慮した学習環境等を整備する

35

関連施策	ひと 3-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●	○	
所管部課名	教育指導部教育指導課（学校教育部教育指導課）					
内容	<p>ユニバーサルデザインの導入(だれもが学びやすい環境) 教室の前面の視覚的刺激を取り除くことで、集中力を高め、学習への興味を高められるようにした。 また、掲示物等のデザインを見やすい配色に統一するよう働きかけている。</p> <div data-bbox="1157 705 1449 824" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 学習環境のユニバーサルデザイン化 </div>					
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p><視覚支援の例></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>					
関連するホームページ	なし					
実績効果	<p>黒板の全面をスッキリさせて、授業中の児童の集中力がアップした。 全校で掲示方法、掲示場所を統一したことで、児童にとって便利で分かりやすい教室環境になった。</p>					

ユニバーサルデザイン庁内推進委員会の実施

36

関連施策	ひと 3-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	都市建設部都市計画課、ユニバーサルデザイン担当課、 総務部総務課、福祉部障がい福祉課					
内 容	<p>庁内の各部・室より18名の職員を庁内推進委員とし、全4回にわたりユニバーサルデザインについて学習、検討を行った。</p> <p>■第1回 ガイダンス(平成29年7月18日) 庁内推進委員の活動計画や目的について説明をするとともに、ユニバーサルデザインの基礎知識や足立区が進めるユニバーサルデザインの事例を学んだ。</p> <p>■第2回 障がい者との意見交換会 (平成29年11月2日) 足立区障害者団体連合会の協力をいただき、様々な障がいを持つ方々の実体験を直接伺うことができ、職員の障がいに対する理解を深めることができた。</p>  <p>■第3回 疑似体験会(平成29年12月18日) 車いすや高齢者体験キット等を使用し、障がい者や介助者として疑似体験を行った。その後、グループワークを行い、感じたことや今後の改善方法を共有した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">車いす体験 全盲体験 高齢者体験</p> <p>■第4回 啓発活動検討会(平成30年2月1日) グループワークの中で、各職場での問題点等について意見交換し、実際に何について、誰が困っていて、どのような改善ができるかを考えることができた。</p>					
関連するホームページ	なし					

実効
結果

■庁内推進委員会後のアンケート(抜粋)

【第1回】

ユニバーサルデザインについて無知であったが、配布資料の具体例がわかりやすく理解することができました。また、実際にモノに触れることができたので理解が深まりました。

【第2回】

様々な障がいの方の話聞く事ができ、障がいに対する理解を深めることができました。多くの方が日常に不満を抱えていることがわかり、障がい者の方に対して気遣いが必要なのだと感じました。

【第3回】

全盲・妊婦・高齢者・車いすの体験をすることで、ユニバーサルデザインの大切さをより強く認識することができました。今回は貴重な体験ができて良かったです。

【第4回】

グループディスカッションを通して他部署の方が感じている問題を共有し、自分とは違った目線でUDについて考えることができ、勉強になりました。

分かりやすい・伝わりやすい広報物制作

37

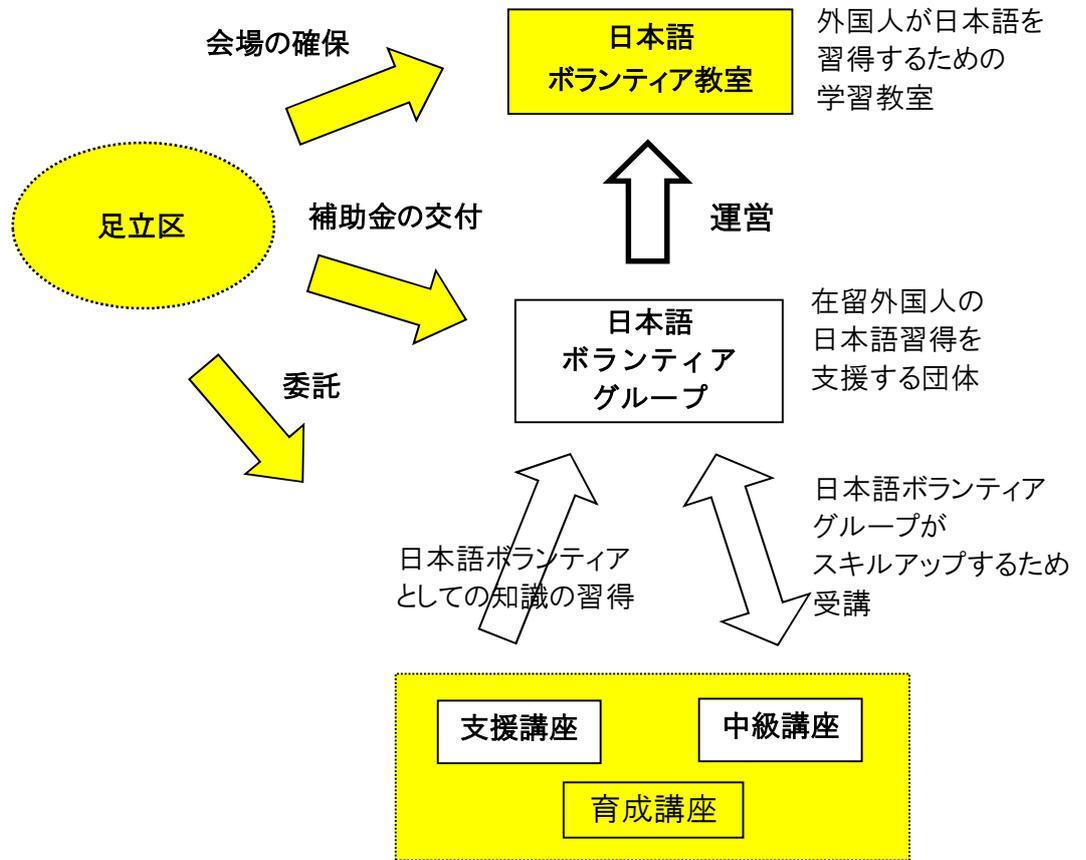
関連施策	ひと 3-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	政策経営部広報室シティプロモーション課					
内 容	<p>■チラシ・ポスター等の広報物制作相談(年間約 400 案件)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>どのようにしたら、ターゲットに届く・伝わる広報物を作れるか、担当者個別に丁寧に伝える。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">今年度から</div> <p>各案件何度アドバイスしたか、デザインは所管、シティプロモーション課どちらが行ったかなど、案件ごとの関わり度合いを把握すべく、管理表を作成。</p> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">1 案件に対するアドバイス回数の減少 = 職員のスキルアップと捉えるか、検討する。</div> </div> </div>					
	<p>■チラシ研修(5 回・計 104 名)、カメラ研修(37 名)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">今年度から</div> <p>早期に伝わりやすい広報物制作の意識づけを図るため、入区 2、3 年目の職員が受講する「セレクト研修」にチラシ研修の内容を</p> </div> </div>					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	<p>受講者の満足度が非常に高く、広報物制作に対する意識の高さがうかがえる。 【アンケート結果】 4 段階満点で平均 3.89</p>					

日本語ボランティア教室を支援する

38

関連施策	ひと 3-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																																																			
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり																																															
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																																																				
内 容	<p>実施場所：梅田地域学習センター(L・ソフィア)</p> <p>区内の日本語ボランティア教室で活動する日本語ボランティアグループを育成するため、支援講座を実施した。</p> <table border="1"> <tr><td>第1回</td><td>6月 6日</td><td>多文化共生社会と地域日本語教育</td><td>31人</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>6月13日</td><td>日本語教室の機能と日本語ボランティアの役割</td><td>31人</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>6月20日</td><td>コミュニケーションスキル1 聴く・待つ</td><td>30人</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>6月27日</td><td>コミュニケーションスキル2 やさしい日本語</td><td>26人</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>7月 7日</td><td>活動の方法1 対話のための活動素材</td><td>26人</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>7月14日</td><td>活動の方法2 生活背景と活動素材、居場所づくり</td><td>26人</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>7月25日</td><td>活動に役立つ知識 日本語の特徴</td><td>28人</td></tr> <tr><td>第8回</td><td>8月 1日</td><td>まとめの演習と講座ふりかえり</td><td>30人</td></tr> </table> <p>日本語ボランティアグループの指導能力向上のため、日本語ボランティア教室代表者の意見も取り入れたカリキュラムを組み、中級講座を実施した。</p> <p>実施カリキュラム(申込者数36人)</p> <table border="1"> <tr><td>第1回</td><td>2月 2日</td><td>発音矯正～伝わる発音</td><td>28人</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>2月 9日</td><td>会話の文型 I</td><td>29人</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>2月16日</td><td>会話の文型 II</td><td>26人</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>2月23日</td><td>継続的な学習、多人数の学習</td><td>25人</td></tr> </table> <p>(参考) 平成29年度の登録 ・日本語ボランティア教室 18 教室 ・ボランティア人数 197 名(教室を掛け持ちしている重複者含む) 日本語ボランティア教室開催数 18 教室合わせて 729 回</p>					第1回	6月 6日	多文化共生社会と地域日本語教育	31人	第2回	6月13日	日本語教室の機能と日本語ボランティアの役割	31人	第3回	6月20日	コミュニケーションスキル1 聴く・待つ	30人	第4回	6月27日	コミュニケーションスキル2 やさしい日本語	26人	第5回	7月 7日	活動の方法1 対話のための活動素材	26人	第6回	7月14日	活動の方法2 生活背景と活動素材、居場所づくり	26人	第7回	7月25日	活動に役立つ知識 日本語の特徴	28人	第8回	8月 1日	まとめの演習と講座ふりかえり	30人	第1回	2月 2日	発音矯正～伝わる発音	28人	第2回	2月 9日	会話の文型 I	29人	第3回	2月16日	会話の文型 II	26人	第4回	2月23日	継続的な学習、多人数の学習	25人
	第1回	6月 6日	多文化共生社会と地域日本語教育	31人																																																	
	第2回	6月13日	日本語教室の機能と日本語ボランティアの役割	31人																																																	
	第3回	6月20日	コミュニケーションスキル1 聴く・待つ	30人																																																	
	第4回	6月27日	コミュニケーションスキル2 やさしい日本語	26人																																																	
	第5回	7月 7日	活動の方法1 対話のための活動素材	26人																																																	
	第6回	7月14日	活動の方法2 生活背景と活動素材、居場所づくり	26人																																																	
	第7回	7月25日	活動に役立つ知識 日本語の特徴	28人																																																	
	第8回	8月 1日	まとめの演習と講座ふりかえり	30人																																																	
	第1回	2月 2日	発音矯正～伝わる発音	28人																																																	
第2回	2月 9日	会話の文型 I	29人																																																		
第3回	2月16日	会話の文型 II	26人																																																		
第4回	2月23日	継続的な学習、多人数の学習	25人																																																		

【区の支援体制】



関連するホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/chiiki/chiikibunka/shogaigakushu/volunteer.html>

実績
効果

日本語を学ぶ環境を整えるため、日本語ボランティア教室で活動する新たなボランティアを育成し、日本語ボランティア教室の体制強化に努めた。
支援講座受講後、日本語ボランティア教室で活動している新たなボランティアを中心にベテランボランティアも含め、中級講座を開催し、指導力向上を行った。

児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する

39

関連施策	ひと 3-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課					
内 容	<p>外国の習慣・文化・歴史等の学びを通じて、多様性や違いを理解し視野を拓げる目的として、外国出身の区民ボランティアを区立学校へ派遣し、自国の文化紹介や民族音楽を披露してもらった。</p> <p>日本が海外で行っている国際貢献活動や開発途上国の現状を知り、世界の実情を知ることを目的としてJICA講師を派遣し授業を行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p><外国人ボランティア授業の様子></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><日本の国際貢献活動の授業の様子></p> </div> </div>					
関連するホームページ	なし					
実効 結果	<p>実施学校数18、実施学年数 49、実施クラス数 120、授業を受けた児童数 3,458人</p> <p>児童・生徒が、異文化や国際貢献活動、開発途上国の現状について知り、理解することで、文化的な違いを認め合い、互いに尊重し合う多文化共生社会への広い視野を育む機会をつくった。</p>					

件 名	番 号
「あだち国際まつり」の開催	40

関連施策	ひと 3-⑦	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課					
内 容	<p>【実施場所：ベルmont公園】</p> <p>外国人と日本人が互いの文化を認め合い共に地域の構成員として暮らす多文化共生を目指す地域づくりの一環として、「あだち国際まつり2017」を下記のとおり開催した。</p> <p>実施内容</p> <p>(1)世界の食・雑貨のテント ・世界各国の料理、民芸品の販売等</p> <p>(2)特設ステージ ・世界の音楽と踊り、ファッションショー ・災害への備え及び防犯啓発を日英中の3言語で説明</p> <p>(3)陳列館内 ・国際貢献NPOの展示及び物販 ・日本のこどもあそび、英語紙芝居等</p> <p>(4)公園内 ・防災訓練・体験(初期消火訓練・地震体験・煙ハウス) ・弁護士、行政書士、社労士による外国人のための相談 ・東京電機大学外国人留学生会によるゲーム体験</p>					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	<p>来場者数 約12,000人</p> <p>日本人区民と外国人区民が共に楽しみ、同じ時間を分かち合い、多様性を受容して交流を深める機会を設けられた。</p> <p>日、英、中の3言語にて防災・防犯に関する知識を周知することができた。</p>					

ユニバーサルデザイン啓発用パンフレットの配布

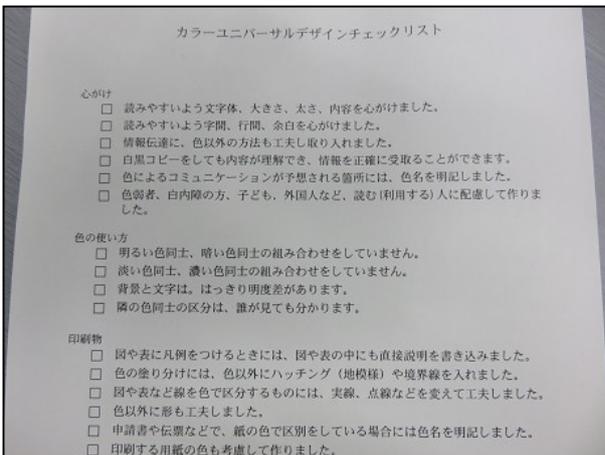
41

関連施策	ひと 3-⑧	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
内 容	<p>■出張講座（9/13、10/31、12/13、1/25） 本木小学校 約70部、東伊興小学校 約90部、 北鹿浜小学校 約70部、舎人第一小学校 約90部</p> <p>■中学生職場体験（9/26～27、11/21～22） 第七中学校 3部、西新井中学校 2部</p> <p>■あだちNPOフェスティバル（10/1） 約20部</p> <p>■障がい者アート展（12/1～12/8） 約30部</p> <p>■中小企業支援課の依頼により ・産学連携交流会 ・経営革新セミナー ・技術勉強会 ・創業プランコンテスト事前事業計画セミナー にて配布していただいた。</p> <p>■ユニバーサルデザインのまちづくり講演会（1/23） 約10部</p> <p>■障害者差別解消法の講演会（1/24） 約10部</p> <p>■社会福祉講座（3/17） 約45部</p>					
	 <p>出張講座</p>  <p>障がい者週間 展示ブース</p>  <p>講演会 庁舎ホール前</p>					

関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/universaldesign-pamflet.html
実効 結果	<p>他部署主催の講演会等でも、ユニバーサルデザインに関係しているものであれば、パンフレットを置いていただき、職員や区民の方にユニバーサルデザインについて興味を持っていただくことができた。</p> <p>出張講座では、小学生や保護者の方、先生方に対してユニバーサルデザインについて考えるきっかけづくりをすることができた。</p>

文書管理基礎研修でカラーユニバーサルデザインの周知

42

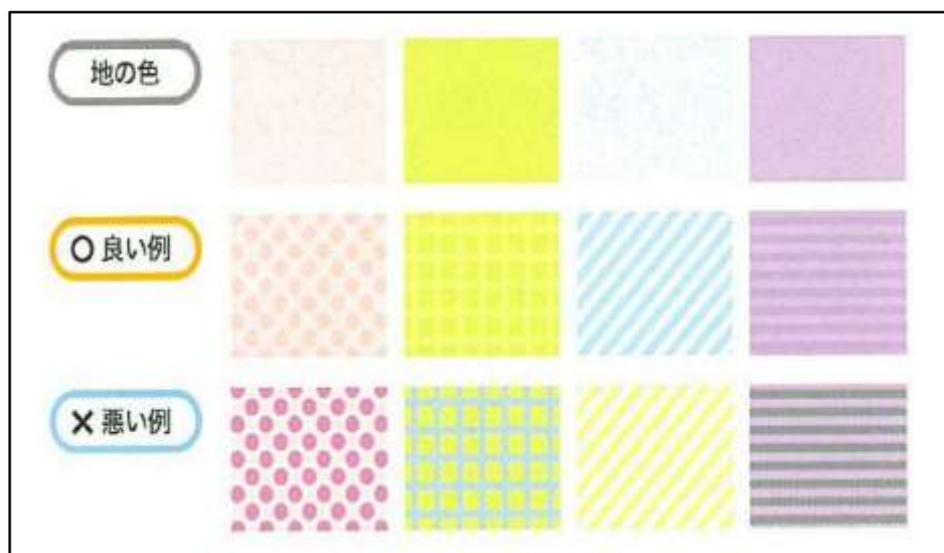
関連施策	ひと 3-⑨	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	総務部総務課			●	○	○
内容	<p>① 文書管理基礎研修においてカラーユニバーサルデザインのガイドラインを用いながら、内容の周知を図った。</p> <p>平成29年6月7日 午前・午後 計2回</p> 					
	<p>② 外注印刷物作成の際は、外注印刷物作成協議書と共にカラーユニバーサルデザインチェックリストの記入・提出を求め、より分かりやすい印刷物の作成を啓発した。</p> 					

【参考】

・文字や線の配色について



・見分けにくい色同士の使用方法



関連する
ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/somu/ku/kuse/k-k-k-insatsubutsu.html>

実効
績果

文書管理基礎研修では、バリエーションを活用しながらカラーユニバーサルデザインについて基本的な知識を周知することで、職員の意識醸成を図ることができた。カラーユニバーサルデザインチェックリストは、外注印刷物作成時に提出を求めており、より分かりやすい印刷物作成への理解は浸透している。

「カラーユニバーサルデザイン研修」の実施

43

関連施策	ひと 3-⑨	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
				●	○	○
所管部課名	総務部総務課					
内 容	<p>【開催日】平成29年9月29日</p> <p>【内容】</p> <p>グループワークの事例には、過去に区で発行した広報物を取り入れながらカラーユニバーサルデザインの実践的な配色方法や検証技術を学んだ。</p>					
	 <p>【講師による CUD 基礎の講義】</p>		 <p>【グループワーク】</p>			
	 <p>【発表】</p>		 <p>【修了証の授与】</p>			
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/somu/ku/kuse/k-k-k-insatsubutsu.html					
実効 結果	<p>参加職員からは、「受講前は色覚について意識をすることはあまりなかったが、受講により色弱者から見えている色の見分けというもの理解できた」といった意見や、「実際に視覚障がい者が見えている世界を体験することができたことで、色を意識するにあたって良い発見になった」や「印象を大きく変えなくても十分に配慮したものができると体感することができた」といった感想を得た。部の割り当てとして23名の参加があり、研修開始からこれまで100名の職員が受講している。</p> <p>習得した内容を即実践に移せるよう、引き続き講義内容を工夫していく。</p>					

「足立区公共施設等総合管理計画」の作成

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	資産管理部施設再編整備計画担当課					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「足立区公共建築物長寿命化指針」に代わり、足立区の公共施設の長寿命化を図るための長期的な視点にたち、戦略的な公共施設マネジメントの考え方をまとめた「足立区公共施設等総合管理計画」を作成した。 ●「区民」を対象者として作成した。 ●文字は「ゴシック体」を使用し、フォント、太さや大きさに配慮した。 ●図等を線で分け、実線・点線で色の区別を明確に区分し、配色は、色弱模擬フィルターで確認しながら作成した。 ●公共施設等総合管理計画の区民周知を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①全区民事務所管内において町会・自治会説明会(概要版) ②あだち広報により策定周知 ③区ホームページに掲載(完成版) ●オープンハウス型による街頭説明を行った際に、アンケート調査を実施し、個別計画策定に向けての参考意見とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①あだち区民まつり (平成 28 年 10 月 回答数216) (平成 29 年 10 月 回答数257) ②しょうぶまつり (平成 29 年 6 月 回答数222) 					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/zaisan/28sougoukanrikeikaku.html					
実 績 効 果	文字(大きさ・字体・間隔・強調)、表記方法や配色に注意し、だれにでも見やすい印刷物になった。					

展覧会にかかる印刷物のデザイン編集及び製作委託

45

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課					
内容	<p>●美人画名品選</p> <p>(1)印刷物作成時に配慮した点</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な情報である開催期間は、はっきりとした色を使用し、背景に溶け込まないように配慮した。 展示情報をひと目で分かってもらうために、展示名、開催期間等の記載を一箇所に集中させた。 解説文を全面に掲載するのではなく、資料画像を多く使用することで、展示の概要をより伝わりやすくしている。 <p>(2)周知対象とその対象者に理解してもらうために配慮した点</p> <ul style="list-style-type: none"> 周知対象：高齢者等 できるだけ大きな文字を使用した。特にオモテ面のタイトルは、はっきりと見えるような大きさを意識した。 					
	<p>●高橋廣湖展</p> <p>(1)印刷物作成時に配慮した点</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示名は白色の字を青色で装飾し、背景に溶け込まないように配慮した。 解説文を全面に掲載するのではなく、資料画像を多く使用することで、展示の概要をより伝わりやすくしている。 <p>(2)周知対象とその対象者に理解してもらうために配慮した点</p> <ul style="list-style-type: none"> 周知対象：高齢者等 					



- ・できるだけ大きな文字を使用した。特にオモテ面のタイトルは、はっきりと見えるような大きさを意識した。
- ・「高橋廣湖」とはどのような人物か伝わるようにサブタイトルのほか「岡倉天心も認めた明治画壇の俊才」と付け加えた。

●寿展

(1)印刷物作成時に配慮した点

- ・背景が黒であるため、資料画像・文字の色と差がつくようにした。
- ・重要な情報である開催期間は、文字がはっきりわかる配色にし、背景に溶け込まないように配慮した。
- ・解説文を全面に掲載するのではなく、資料画像を多く使用することで、展示の概要をより伝わりやすくしている。



(2)周知対象とその対象者に理解してもらうために配慮した点

- ・周知対象：高齢者等
- ・できるだけ大きな文字を使用した。
- ・認識しやすい明朝体やゴシック体を使用し、読みやすさを意識している。

●谷文晁と二人の文一

(1)印刷物作成時に配慮した点

- ・赤地に白文字で表示することにより、タイトルが強調されるようにした。
- ・展示情報をひと目で分かってもらうために、展示名、開催期間等の記載場所を集中させた。
- ・解説文を全面に掲載するのではなく、資料画像を多く使用することで、展示の概要をより伝わりやすくしている。



(2)周知対象とその対象者に理解してもらうために配慮した点

- ・周知対象：高齢者等
- ・できるだけ大きな文字を使用した。

	<p>・認識しやすい明朝体やゴシック体を使用し、読みやすさを意識している。</p> <p>●作成にあたってのチェック・確認方法</p> <p>館長、係長、学芸員、担当でチェックしている。</p>
<p>関連する ホームページ</p>	<p>http://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/index.html</p>
<p>実 績 効 果</p>	<p>展示予定資料の写真を多く使用することにより、タイトルや説明文からは想像しにくい展示の概要が伝わりやすくなった。</p>

ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する

46

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	地域のちから推進部スポーツ振興課					
内容						
	<p>【障がい者スポーツ事業】 2017日本ゴールボール選手権大会 -11月18日(土)~19日(日)</p> <p>障がい者スポーツへの理解・普及啓発、及び東京2020パラリンピックへ向けた機運醸成を目的として、同大会を開催</p>		<p>【観るスポーツ事業】 関東女子フットサルリーグ in 足立 -12月10日(日)</p> <p>一流アスリートの競技を身近に観戦する機会の提供により、区民の心身の健康と生活の質の向上、運動・スポーツへの関心を高めることを目的として、同リーグ戦を開催</p>			
関連するホームページ	ゴールボール http://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/goalballsenshuken.html フットサル 削除済					
実績	写真とともに、イラストによる競技の説明(裏面)等により、文字だけでは伝えづらい各スポーツの特徴を表現することができた。					

足立区地域経済活性化基本計画の作成

47

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	産業経済部産業政策課					
内 容	<p>足立区地域経済活性化基本計画について、ユニバーサルデザインに配慮して作成した。</p> <p>【印刷物の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内事業者、区民、関係機関、区職員 <p>【対象者に対して工夫しているポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさは12ポイントを基本とした ・文字の間隔や強調(メリハリ)に配慮した ・グラフ、図表、写真等を適宜挿入し、読みやすい内容とした <p>【作成にあたってチェック・確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン、印刷物作成チェックリストに基づき確認 ・「Eye Labo」を使用し、どのように見えるかを確認しながら作成 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッダーや見出しを付け、読者がどこを読んでいるのか分かりやすいように配慮した 					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/sangyo/ku/kuse/k-k-s-kasseh21-24.html					
実 績 効 果	足立区地域経済活性化基本計画について、文字の大きさや配色に配慮し、だれでも見やすい計画書を作成できた。					

ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する

48

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	福祉部介護保険課					
内 容	<p>●介護保険係では、啓発用として「対象年齢到達者に送付するガイドブック」と「元気応援通信」、及び「窓口等の相談、申請時に使用するパンフレット」の3種を外部印刷している。</p> <p>①ユニバーサルデザインの視点で作られた文字フォント(UD)使用である冊子原版を選定(出版社)すること *各社から冊子見本を取り寄せ、文字・配色・構成について比較検討</p> <p>②文字は大きく、イラストを多用して読みやすく分かりやすくすること</p> <p>③メディアユニバーサルデザイン(MUD)認証を取得した冊子に準じた配色で作成すること</p> <p>など、高齢者や色覚障がい者が見やすく分かりやすい工夫をしており、大幅に変更はしないが、印刷物発注の度に、見直し改善している。</p> <p>●介護保険料決定通知書同封チラシ「介護だより」</p>					
	 <p>■今年度は被保険者全員に配布する冊子「介護だより」を全面的に刷新し、高齢者に見やすいような配色、配置、文字フォント、イラストを使用し作成した。</p> <p>■この他にも、封筒4種類、保険料決定通知書4種類(仮賦課3種類/本賦課1種類)、保険料納付書等を印刷している。</p> <p>■介護だよりの刷新にもあるよう、高齢者が見やすく、理解しやすいような文章表現に留意し作成した。</p>					
関連するホームページ	なし					

実効

結果

ユニバーサルデザイン採用の冊子原版をベースにすることで、限られたページ構成での掲載する情報の整理や、見やすく分かりやすい文字配置と配色バランス等が身についた。

矢印を使用したことで、視線の導線を確保でき高齢者でも理解しやすいよう配慮した。

介護だよりに関しての分かりづらい、読みづらいといった苦情はほぼ聞こえなかったため、一定の成果はあったものと考えている。

ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する

49

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	衛生部こころとからだの健康づくり課					
内 容	<p>【対象者】 足立区民</p> <p>【対象者に対して工夫しているポイント】 理解しやすいデザインを心掛け、1番にPRしたい部分には目立つ色を使うなどの工夫をしている。 文字も大きさに注意を払い、極力大きなフォントを使用するなど、高齢者への配慮も考えながら作成している。</p> <p>【作成にあたってチェック・確認方法】 業者から届いた原稿を、課内でチェックし、デザイン・配色ともに不備がないか作成の都度、確認している。</p>					
関連するホームページ	なし					
実 効 績 果	<p>UDに配慮して作成することで、「見やすい」「わかりやすい」印刷物に仕上がっている。</p> <p>過去に庁内でのポスターコンクールで表彰を受けるなど、成果が出ている。</p>					



件名

番号

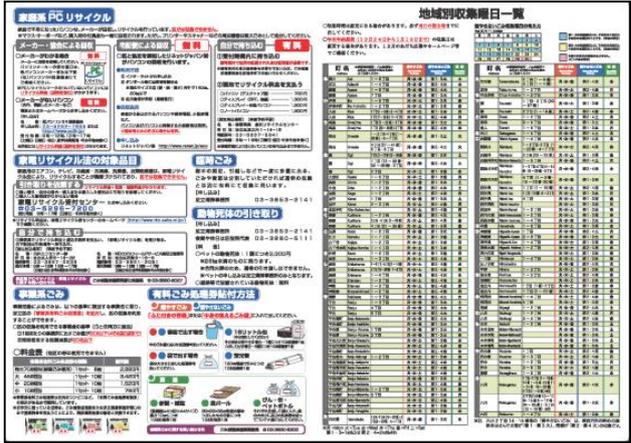
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成

50

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	環境部環境政策課					
内容	<p>イベントの告知及び環境に関する区民の意識啓発のため、ポスターやチラシを作成している。また、環境学習資料を作成し、小学生へ配布している。作成にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成ガイドラインのチェックリストを活用し、だれも見やすくわかりやすい印刷物の作成に努めている。</p> <p>【主な発行印刷物】 地球環境フェア2017ポスター、チラシ／クールビズポスター／ウォームビズポスター／夏休み子どもエコプロジェクト</p>    					
関連するホームページ	なし					
実績	<p>配色や文字の大きさに配慮し、見やすくわかりやすい印刷物に仕上がりに、イベントでは集客に効果があった。</p>					

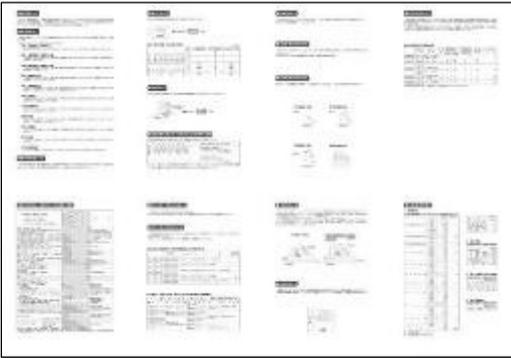
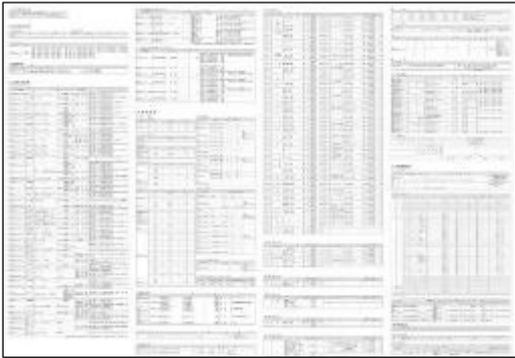
「資源の出し方・ごみの出し方」の作成

51

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	環境部ごみ減量推進課					
内容	ごみの分別リーフレットを作成し、全戸配布した。 仕様書にカラーユニバーサルデザインに準拠した配色及びデザインにすることを明記し、事業者に遵守を求めた。					
	【表面】 	【裏面】 				
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/gomi/kurashi/kankyo/gomi-wakekata.html#rihuretto					
実績	カラーユニバーサルデザインに配慮し、文字を大きくしたり、イラストを多用したりすることで、内容が理解しやすい印刷物になった。					

都市計画図 I、II の作成

52

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○			●	
所管部課名	都市建設部都市計画課					
内 容	<p>平成30年4月現在の都市計画図 I、II を作成した。</p> <p>都市計画図は多くのカラーを使用しており、色覚に障がいのある方でも見やすい配色になるようにするとともに、背景の線と文字が重ならないようレイアウトに配慮した。また、裏面を使用することで、文字サイズを大きくし、情報を一覧に整理することで見やすくなるようにした。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【足立区都市計画図 I】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【足立区都市計画図 II】</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div>					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/zu.html					
実 績 効 果	都市計画図は多くのカラーを使用するため、バリエーションや色覚テストを実施することによって、色覚に障がいのある方でも見やすい都市計画図を作成できた。					

景観まちづくり通信 あだまち散歩の作成

53

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○			●	
所管部課名	都市建設部都市計画課					
内 容	<p>景観まちづくり通信第3号 あだまち散歩の印刷・作成</p> <p>地域の景観にある背景(その地域の歴史やあまり知られていない情報等)を伝え、区民により景観に関心や親しみを抱いていただくため発行している。従来のA3二つ折を持ち歩くという前提でA3四つ折りにした。また、バッグに入れて持ち歩く際、二つ折にしても見映えが良いように写真・文字を配置した。</p>					
	 <p>(表面)</p>		 <p>(裏面)</p>			
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/adamachisanpo.html					
実 績 効 果	景観まちづくり通信「あだまち散歩」を発行し、駅や区民事務所への配布を行い、広く区民に周知を行った。					

足立区都市景観審議会区民委員募集
ポスター、チラシの作成

54

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○			●	
所管部課名	都市建設部都市計画課					
内容	<p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】</p> <p>足立区景観審議会区民委員募集ポスター、チラシの印刷・作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あだち広報(11月25日号)、足立区ホームページ、SNS(feacebook、twitter)への掲載、地域学習センター、区民事務所、住区センター、主要駅、都市計画課窓口及び関係課窓口等において募集のチラシの掲示・配布により周知を行った。 ・ポスター写真には、過去、景観審議会の協議案件で、景観に配慮した住宅街で、無電柱化を実施するなど景観とバリアフリーに配慮した事例を採用した。 ・保育付き(審議会中は小さなお子さんを預かります)の表示により、子育て中の方等幅広く募集に努めた。 					
	 <p>ポスター:(表)</p>		 <p>ポスター(裏)</p>			



チラシ:(表)



チラシ(裏)

関連する
ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/kekan/shingikai.html>

実 績
効 果

【改善のための評価方法】
例年に比べ応募件数が増加した。(募集人数3名のところ応募者10名)

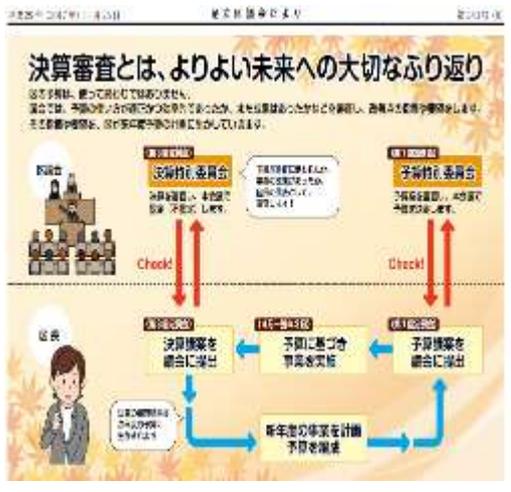
保育施設4月入所申込周知ポスターの作成について

55

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課					
内容	<p>平成30年度保育施設4月入所申込みについて期間・申込受付場所の周知のためにポスターを作成、掲載した。</p> <p>シティプロモーション課との協議・指導をもとにデザインをした。</p> <p>重要な情報である申込期間・受付場所等の周知を中心に、より見えやすく、わかりやすいポスターになることを目標に作成した。</p> <p>また、施設別に2種類のポスターとし、並べて掲出することを想定してひと目で違うものだと認識できるよう大きさを変えて作成した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>サイズ：B3</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>サイズ：A3</p>  </div> </div>					
関連するホームページ	なし					
実績	<p>申請期間・受付場所をわかりやすく周知をすることができた。</p> <p>色弱者にとっても見やすい配色のポスターを作成することができた。</p>					

足立区議会広報紙「区議会だより」の作成

56

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
					●	
所管部課名	区議会事務局					
内 容	<p>議会広報紙として定例会号・臨時会号・新年号と年6回各33万部強発行のうへ、各戸配布している。記事の作成時には、紙面内の表現の統一、難しい用語の解説、イラストや写真の挿入箇所に配慮し、読みやすい紙面づくりに努めている。</p> <p>今年度は、文字だけで掲載していた傍聴案内を写真を効果的に使用した「すごろく形式」での掲載方法に変更したほか、予算と決算審査の流れを具体的にイメージできるようイラストや配色を工夫して掲載するなど、固定化していた記事を改善することで、より見やすい紙面となるよう工夫した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>					
関連するホームページ	http://www.gikai-adachi.jp/tayori/index.html					
実効 績果	<p>発行後、区民から「紙面が良くなった」と評価をいただいた。 今後もより読みやすくわかりやすい紙面とするため、引き続き議会事務局として調査・研究のうえ、足立区議会広報委員会に提案を行っていく。</p>					

件 名

番 号

聴覚障がい者に対してコミュニケーション手段を支援する

57

関連施策	情報 4-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	福祉部障がい福祉課					
内 容	<p>聴覚障がい者が、通院等で意思疎通を図るのに困難な状況にある場合、手話通訳者または要約筆記者を派遣する。社会福祉協議会に手話通訳者の派遣事業を委託し、東京手話通訳等派遣センターには、手話通訳者または要約筆記者の派遣事業を委託している。</p> <p>平成 29 年度の実績として、足立区社会福祉協議会が 1715 件、東京手話通訳等派遣センターが 630 件であった。平成 28 年度と比較して手話通訳者派遣件数は、増加傾向であり、前年を上回った。また、要約筆記者派遣件数においても、148 件と、平成 28 年度より増加した。</p> <p>携帯型難聴用磁気ループの貸し出し件数については、10 件であり、前年度の実績数と同数であった。</p> <p>聴覚障がい者への支援体制を充実させるため、社会福祉協議会に委託している日常的手話通訳者派遣事業について、平成 29 年度から手話通訳者の活動に交通費も支給し、手話通訳者の人材の確保及び派遣機会の拡大を図った。</p>					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/fukushi-kenko/shinshin/service-c-shuwa.html					
実 績 効 果	手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、派遣実績数は増加傾向で前年を上回る見込みであり、聴覚障がい者の社会参加が促進された。					

あだち広報製作事業

58

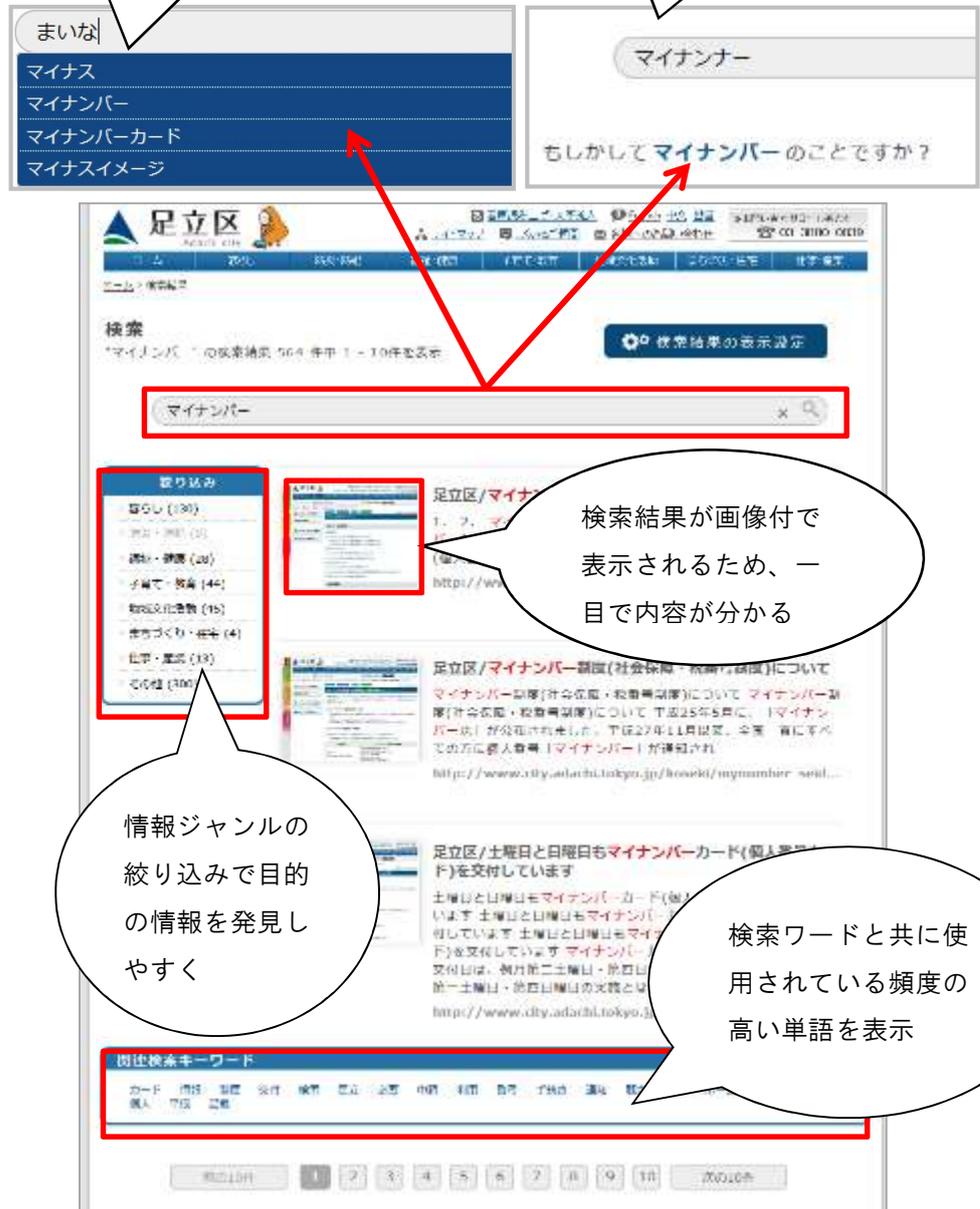
関連施策	情報 4-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
			○		●	
所管部課名	政策経営部広報室報道広報課					
内容	<p>全ての発行号において、カラーユニバーサルデザインに関連するチェックや読みやすさを高めるための対応を行っている。</p> <p>【読みやすさを高めるための対応】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>⇒「ホッとく？」部分が背景色と同化していたため、文字色を際立たせた（左：修正前、右：修正後）</p> <p>【写真表現の有効性やレイアウトの完成度の高さを評価】</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>（平成 29 年 10 月 10 日号 1 面）</p> <p>平成 29 年度 東京都広報コンクール 一枚写真の部 二席（都内 3 位）を獲得した</p> </div> </div>					
	関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/ku/koho/ichiran/index.html				
実績	平成29年度に発行したあだち広報全号について、文字や色味に関する意見や苦情等を受けなかった。					

新サイト内検索サービス導入による情報探索性の強化

関連施策	情報 4-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	政策経営部広報室報道広報課					
内 容	<p>区公式ホームページにおいて目的とする情報をより探しやすくするためにサイト内検索機能を強化した。</p> <p>1 主な変更点(次頁参照)</p> <p>(1)検索窓に文字を入力すると、ホームページ内で出現頻度の高い順に候補のキーワードを表示する機能を追加。</p> <p>【例】検索窓に「まいな」と入力 →「マイナス」「マイナンバー」「マイナンバーカード」等、候補のキーワードが表示される。</p> <p>(2)検索ワードが間違っている可能性が高い場合、正しいと推測されるキーワードが自動表示される機能を追加。</p> <p>【例】「マイナンナー」で検索 →検索結果に「もしかしてマイナンバーのことですか？」と表示される。</p> <p>(3)検索結果を表示後、さらに「暮らし」「防災・防犯」「福祉・健康」等の情報ジャンルに絞り込める機能を追加。</p> <p>(4)検索結果画面に表示されるページ一覧に画像を追加。</p> <p>(5)検索ワードとともに使用されている頻度の高い単語を表示する「関連検索キーワード」欄を追加。</p>					

検索窓に文字を入力すると、ホームページ内で出現頻度の高い順に候補のキーワードを表示

検索ワードが間違っている可能性が高い場合、候補のキーワードを自動表示



検索結果が画像付で表示されるため、一目で内容が分かる

情報ジャンルの絞り込みで目的の情報を発見しやすく

検索ワードと共に使用されている頻度の高い単語を表示

関連するホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp>

実効 績果

「検索キーワード候補表示機能」や「もしかして」等の情報探索を支援する機能が充実し、ホームページ掲載情報の検索性が向上した。また、検索対象に PDF を追加することで、パンフレットや帳票等のこれまで検索できなかったファイルも検索できるようになった。

件 名	番 号
足立区議会ホームページの作成	60

関連施策	情報 4-④	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	区議会事務局					
内 容	<p>議会日程、議員紹介、議案一覧、本会議録画映像等の情報について議会の動きにあわせて随時ページの作成、公開を行っている。</p> <p>動画配信機能の強化として、平成30年3月から開始した「予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継」の配信ページ等を追加し、平成30年第1回臨時会から本会議録画映像がスマートホン・タブレット対応できるよう準備を行った。</p> <div style="text-align: center;">  </div>					
関連するホームページ	http://www.gikai-adachi.jp					
実 績 効 果	インターネットライブ中継、本会議録画映像のスマートホン・タブレット対応の実施により、利用者の利便性が向上する。					

件 名

番 号

多言語に対応したホームページや通知等を作成する

61

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課					
内 容	<p>足立区ホームページに英語・中国語・韓国語の自動翻訳システムを導入しているが、機械翻訳のままでは記事の7割程度の翻訳精度のため、各言語の相談員が記事の誤訳をチェック・修正し、翻訳精度を向上させた。</p> <p>各所管から依頼された翻訳を47件、計105ページ行った。</p> <p>例：保育ママ利用者の手引き</p> <p>【日本語】足立区家庭的保育事業のしおり 【英語】Adachi City Guide for the Home-like Childcare Project 【中国語】足立区家庭式保育事業指南 【韓国語】아다치구 가정적 보육사업 안내서</p>					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	<p>機械による自動翻訳後の英中韓のページを、日々手作業で修正した。</p> <p>各課のホームページ掲載記事を英語・中国語・韓国語に翻訳することで、外国人区民に対して、より正確な区政情報の提供に寄与した。</p> <p>各課の作成する通知・配布物等に対して英語・中国語・韓国語への翻訳支援をすることで、区民に対して必要な行政手続きについて情報提供することができた。</p> <p>各所管からの翻訳依頼文書を直訳するのではなく、所管課と相談を重ね、より理解しやすいように文面を変更して翻訳した。</p> <p>各課が業者委託で作成した翻訳物についても、翻訳の質及び訳語の確認を依頼され、意図が伝わる翻訳に努めた。</p>					

件 名

番 号

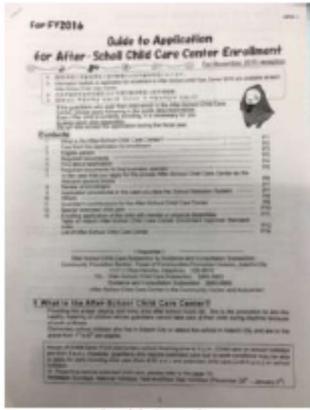
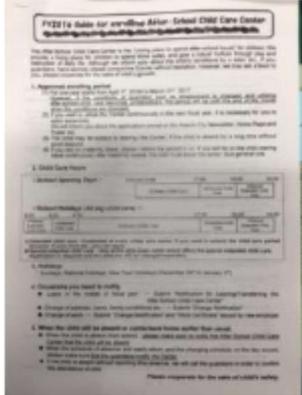
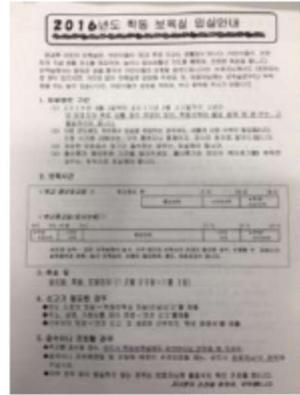
多言語に対応したホームページや通知等を作成する

62

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	区民部戸籍住民課					
内 容	<p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】</p> <p>平成24年7月9日より外国人住民の住民票が作成され、窓口サービス係、各区民事務所で住民基本台帳法等の各種届出がされるようになった。 これに伴い、各種異動届出書等の多言語化(英語・中国語・韓国語)を行い、日本語のできない外国人が窓口に来所した際に使用している。</p>					
関連する ホームページ	なし					
実 績 効 果	窓口サービス係、各区民事務所で使用し、日本語のできない外国人が届出をする際のコミュニケーション手段として効果をあげている。					

学童保育室入室の案内及びしおりの多言語化

63

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課					
内容	【学童保育室入室案内】  <p>◇英語◇</p>  <p>◇中国語◇</p>  <p>◇韓国語◇</p>					
	【学童保育室入室のしおり】  <p>◇英語◇</p>  <p>◇中国語◇</p>  <p>◇韓国語◇</p>					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/chiki/kurashi/sekatsu-mondai/n-gaikokujin.html					
実効 結果	翻訳版により外国人の方への通訳がよりスムーズになった。 説明文を表にまとめたり、項目を太字にしたりすることで見やすくなった。					

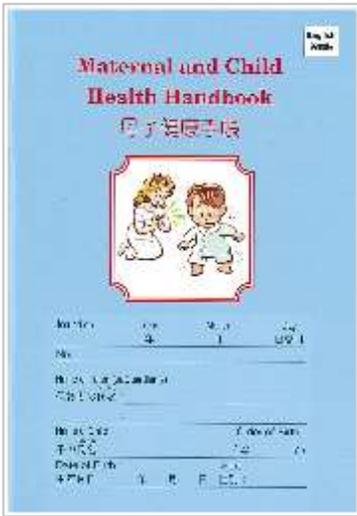
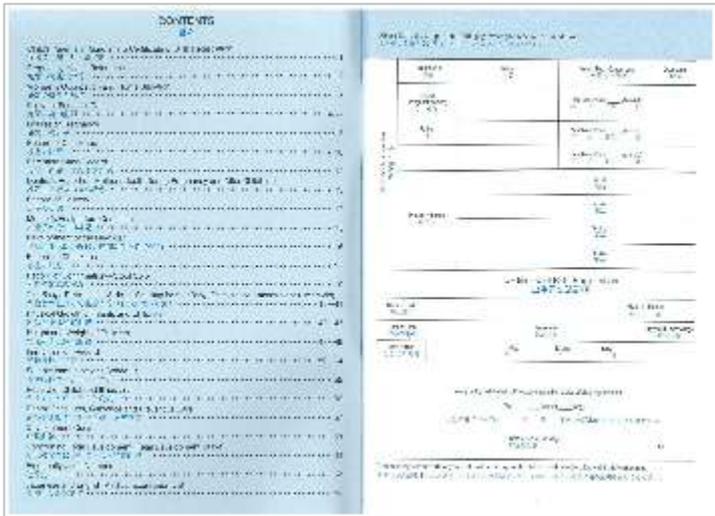
多言語に対応した案内の作成

64

関連施策	情報 4—⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	衛生部こころとからだの健康づくり課					
内 容	<p>小学校2年生・4年生・6年生・中学校2年生を対象とした「子どもの健康・生活実態調査」にかかる通知の中で、多言語に対応した案内を作成した。</p> <p>調査対象者の中には、日本語が不自由な外国人の方もいると考えられたため、通知に「英語」・「韓国語」・「中国語」の翻訳を記載した問い合わせ先を設けた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【日本語が不自由な皆様へ】 この調査を回答いただくにあたり、ご不明な点や日本語サポートの必要がある方は、下記担当までお問い合わせください。 衛生部こころとからだの健康づくり課健康づくり係 03(3880)5433</p> <p>【For those who do not understand Japanese】 If you have unclear points and need an interpreter when you answer this investigation, please inquire the Subsection in charge shown below. Health Promotion Subsection, Mental and Physical Health Promotion Section, Hygiene Division 03-3880-5433</p> <p>【일본어가 자유롭지 못한 여러분에게】 이 조사에 답변해 주시는 데 있어서, 궁금하신 점이나 일본어 지원이 필요하신 분은 아래의 담당계로 문의해 주십시오. 위생부 옴과마음건강증진과 건강증진계 03-3880-5433</p> <p>【致对日语理解有困难的各位人士】 在回答本调查时，如有不明之处或需要日语辅助，请向下述部门咨询。 卫生部身心健康增进课健康增进系 03-3880-5433</p> </div>					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/kokoro/fukushi-kenko/kenko/kodomo-kenko-chosa.html					
実 績 効 果	UDに配慮した通知文を作成したことで、問い合わせ時などに、スムーズに対応することができた。					

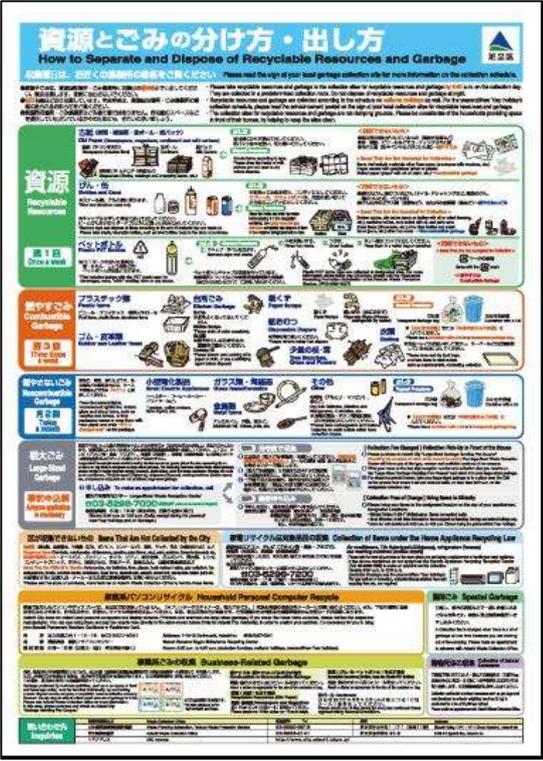
多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)

65

関連施策	情報 4—⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	衛生部足立保健所保健予防課					
内 容	<p>両親ともに外国人で、日本語が理解できない方向けに、母子健康手帳の外国語版を交付している。 (英語、中国語、韓国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語)</p>					
	 					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/chiki/kurashi/sekatsu-mondai/n-gaikokujin.html					
実 績 効 果	平成29年度交付件数 62件(出生後交付も含む)					

「資源の出し方・ごみの出し方」ポスター版の多言語化

66

<p>関連施策</p>	<p>情報 4-⑤</p>	<p>関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</p>				
		<p>くらしの場 づくり</p>	<p>もの づくり</p>	<p>ひと づくり</p>	<p>サービス情報 づくり</p>	<p>しくみ づくり</p>
		●				
<p>所管部課名</p>	<p>環境部ごみ減量推進課</p>					
<p>内容</p>	<p>ごみの分別ポスターの外国語版「資源の出し方 ごみの出し方」(日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語併記)を作成した。 窓口に相談に来られた方や転入手続きをされた方に配布した。</p> <p>【表面(日本語・英語)】</p>  <p>【裏面(中国語・韓国語)】</p> 					
<p>関連するホームページ</p>	<p>http://www.city.adachi.tokyo.jp/gomi/kurashi/kankyo/gomi-wakekata.html#rihuretto</p>					
<p>実績</p>	<p>イラストを多用することで内容が理解しやすい印刷物になり、外国の方へのごみの分別方法の周知に寄与した。</p>					

多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)

67

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																																						
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり																																		
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																																							
内容	新たに保育施設の申込みをする外国人区民に対して外国語版(英・中・韓)の「保育施設利用申込案内」を作成。																																							
	<p style="text-align: center;">◇英語版「保育施設利用申込案内」◇</p> <p style="text-align: center;">FY 2017 Application Guide for Utilization of Childcare Facilities</p> <p>1. Application Period and contact</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Month when you wish to utilize the facility</th> <th>Application Period (Bring documents)</th> <th>Valid Period of Application</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017, April</td> <td>2016, November 17th (Thu) – December 1st (Thu)</td> <td>Until Sept. 2017 enrollment</td> </tr> <tr> <td>May</td> <td>2017, March 21st (Tue) – April 13th (Thu)</td> <td>Until October enrollment</td> </tr> <tr> <td>June</td> <td>April 14th (Fri) – May 12th (Fri)</td> <td>Until November enrollment</td> </tr> <tr> <td>July</td> <td>May 15th (Mon) – June 13th (Tue)</td> <td>Until December enrollment</td> </tr> <tr> <td>August</td> <td>June 14th (Wed) – July 12th (Wed)</td> <td>Until January 2018 enrollment</td> </tr> <tr> <td>September</td> <td>July 13th (Thu) – August 14th (Mon)</td> <td>Until January enrollment</td> </tr> <tr> <td>October</td> <td>August 15th (Tue) – September 12th (Tue)</td> <td>Until April enrollment</td> </tr> <tr> <td>November</td> <td>September 13th (Wed) – October 12th (Thu)</td> <td>Until April enrollment</td> </tr> <tr> <td>December</td> <td>October 13th (Fri) – November 13th (Mon)</td> <td>Until May enrollment</td> </tr> <tr> <td>2017, January</td> <td>November 14th (Tue) – December 8th (Fri) Application for the January enrollment will be accepted only at the Child Facilities Admission Section.</td> <td>Until June enrollment</td> </tr> <tr> <td>February/March</td> <td colspan="2">Application will not be accepted.</td> </tr> </tbody> </table> <p>For the April Enrollment: Application will be accepted at the Child Facilities Admission Section, Adachi Welfare Offices, except the Chubu Welfare Section, approved nursery schools, accredited municipal Kodomoen. Moreover, the application will be accepted on November 19th (Sat) and 26th (Sat), at the approved nursery schools and accredited municipal kodomoen, and on November 20th (Sun) and 27th (Sun), at the Child Facilities Admission Section. Application will not be accepted on November 23rd, National Holiday.</p> <p>2. Required Documents</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Check List of Required Documents ② Application Form for Supply Approval, which is to approve the childcare needs, combined with Utilization of Nursing Facilities ③ Household Conditions Declaration Letter ④ Documents to certify that the guardian cannot take care of their child at home. Refer to the Table 1. ⑤ Taxation Certificate. For those who are not the resident of Adachi city as of January 1st, 2016, it is necessary to have the taxation/exemption certificate of FY2016 residents' tax. If you have moved in from abroad and cannot obtain the taxation certificate, it is necessary to submit the salary certificate etc., and as for the FY2016 residents' tax, it should be the amount of salary for January to December of 2015. If you have not reported the residents' tax, please report the tax. ⑥ Accredited Private Kodomoen Confirmation Certificate. Please refer to the form at the bottom of "Accredited Private Kodomoen Confirmation Certificate". Only for the person who intends to utilize the accredited private kodomoen. ⑦ Letter of consent for the childcare mom accredited by Adachi city. Lower part of "Guide for the Childcare Mom Accredited by Adachi City". Only if you apply for the childcare mom accredited by Adachi city. ⑧ Other documents. Please refer to the Table 2. <p>※ Required application forms are available at the Child Facilities Admission Section, Adachi Welfare Offices except the Chubu Welfare Section. The forms can also be downloaded from the official website of Adachi City.</p>					Month when you wish to utilize the facility	Application Period (Bring documents)	Valid Period of Application	2017, April	2016, November 17 th (Thu) – December 1 st (Thu)	Until Sept. 2017 enrollment	May	2017, March 21 st (Tue) – April 13 th (Thu)	Until October enrollment	June	April 14 th (Fri) – May 12 th (Fri)	Until November enrollment	July	May 15 th (Mon) – June 13 th (Tue)	Until December enrollment	August	June 14 th (Wed) – July 12 th (Wed)	Until January 2018 enrollment	September	July 13 th (Thu) – August 14 th (Mon)	Until January enrollment	October	August 15 th (Tue) – September 12 th (Tue)	Until April enrollment	November	September 13 th (Wed) – October 12 th (Thu)	Until April enrollment	December	October 13 th (Fri) – November 13 th (Mon)	Until May enrollment	2017, January	November 14 th (Tue) – December 8 th (Fri) Application for the January enrollment will be accepted only at the Child Facilities Admission Section.	Until June enrollment	February/March	Application will not be accepted.
Month when you wish to utilize the facility	Application Period (Bring documents)	Valid Period of Application																																						
2017, April	2016, November 17 th (Thu) – December 1 st (Thu)	Until Sept. 2017 enrollment																																						
May	2017, March 21 st (Tue) – April 13 th (Thu)	Until October enrollment																																						
June	April 14 th (Fri) – May 12 th (Fri)	Until November enrollment																																						
July	May 15 th (Mon) – June 13 th (Tue)	Until December enrollment																																						
August	June 14 th (Wed) – July 12 th (Wed)	Until January 2018 enrollment																																						
September	July 13 th (Thu) – August 14 th (Mon)	Until January enrollment																																						
October	August 15 th (Tue) – September 12 th (Tue)	Until April enrollment																																						
November	September 13 th (Wed) – October 12 th (Thu)	Until April enrollment																																						
December	October 13 th (Fri) – November 13 th (Mon)	Until May enrollment																																						
2017, January	November 14 th (Tue) – December 8 th (Fri) Application for the January enrollment will be accepted only at the Child Facilities Admission Section.	Until June enrollment																																						
February/March	Application will not be accepted.																																							

認可保育所・区立認定こども園の利用が決定している外国人区民に対して外国語版(英・中・韓)の「認可保育所・区立認定こども園通所のしおり」を作成。

◇英語版「認可保育所・区立認定こども園通所のしおり」◇

1. Period for attending childcare facility

The period for attending childcare facility differs depending on childcare needs of child as described in the following conditions ① through ⑦. The maximum period is until the child enrolls in the elementary school.

- ① **Work**...Until the last day of the month your employment is terminated.
 - ※ If you become pregnant after the child had enrolled, gave birth, and have taken childcare leave based on the "Act on Childcare Leave, Caregiver Leave, and Other Measures for the Welfare of Workers Caring for Children or Other Family Members", your child is eligible to stay in childcare facility until the end of the fiscal year when the new born child becomes one year old. It is the end of March. However if your younger child will enroll in childcare facility in April, the period will be extended to the end of April.
- ② **Hunting job or obtained an unofficial employment offer**... Within 3 months.
- ③ **Childbirth**...Total of five months; Expected birth month and two months before and after the said month.
 - ※ If you do not have any reason for childcare needs, your child must leave the facility beyond this period. However, the hunting job period starts from 2 months after the birth is approved.
- ④ **Illness/Disability**...Until the end of the month when it will be unnecessary for you to be hospitalized or take medical treatments.
- ⑤ **Nursing/Caring**...Until the end of the month when it will be unnecessary for you to nurse.
- ⑥ **Disaster**...Until the end of the month when the disaster restoration is completed.
- ⑦ **Attending school/acquiring skills etc.**...The end of the month when the scheduled school term is completed or you have acquired the skills.

- ※ If the childcare needs change, the period for attending childcare facility and hours may be changed, extended or shorten. Furthermore, when the said period expires, your child **must leave the childcare facility**.
- ※ If your child can not attend the childcare facility for a long time, longer than 2 months by some unavoidable reasons, please consult the Child Facilities Admission Section. If the child does not attend facility for longer than 2 months without any notification, the child must leave the facility.

2. Various notifications

If you fall under the following categories, please notify the Child Facilities Admission Section as soon as possible. You can obtain each form at childcare facility, Child Facilities Admission Section and City's HP.

- ① When there are any change in your name, address, telephone number.
 - ⇒ Please submit "Notification of Changes".
- ② When there is an increase or decrease in members of your household, marriage, divorce, childbirth etc.
 - ⇒ Please submit "Notification of Changes". In case of marriage, the document which proves the childcare needs of spouse is required. Furthermore, if you take childcare leave based on the "Act on Childcare Leave, Caregiver Leave, and Other Measures for the Welfare of Workers Caring for Children or Other Family Members", "Taking Childcare Leave Certificate" is required and "Reinstatement Certificate" is also required after you reinstate.
- ③ When you become pregnant
 - ⇒ Please submit "Declaration of Family Conditions", and the copy of the front page and page of Boshi Techo which shows expected birth date.
- ④ When there are any change in place/hours of work (school), you begin nursing/caring, you get sick or become disabled etc.
 - ⇒ Please submit "Declaration of Family Conditions" and the respective "Certificates which Proves the Childcare Needs".
- ⑤ When you quit work (school) or graduate from a school etc.
 - ⇒ Please submit "Declaration of Family Conditions".
- ⑥ Although you are planning to move out of Adachi City, you wish your child to continue attending the same childcare facility.
 - ⇒ Please inquire at the Child Facilities Admission Section before moving out. Application is also required at the childcare facility related section of the municipality you will move in.
- ⑦ Other changes
 - ⇒ Please inquire at the Child Facilities Admission Section
- ⑧ If your child leave the childcare facility
 - ⇒ When your child leave the childcare facility due to moving or at-home-childcare becomes possible, please submit "Notification of Leaving the Childcare Facility" to the childcare facility by 20th of the month your child leave. If you do not submit the form by 20th of the month the child leave, **the childcare fees for the following month may be charged.**

3. Childcare fees

Childcare fees are decided based on the taxation conditions of resident tax from FY2015.

※ If you have not reported the resident tax or there are conditions that make amount of tax change during the said fiscal year, please take procedures for reporting tax.

Also, please pay your childcare fees by the bank account transfer. Monthly transfer due date is the last business day of every month. If the last business day of the month falls on a financial institution's holiday, it will be the following business day. For example, the transfer due date for childcare fees for May is the last day of May. If you utilize the bank account transfer, please deposit a necessary amount into your bank account by the previous day of monthly transfer due date.

While your child is attending childcare facility, childcare fees are charged even if your child does not attend the childcare facility at all. Except if "No. 6 Termination of Childcare" is applied. Please be reminded that if your child leave the childcare facility in the month, the childcare fees will not be calculated on pro-rate basis.

※ If you have unpaid childcare fees, you may be penalized by subtracting fees from Child Allowance or to have your wages etc. confiscated. Please make sure to pay your childcare fees by the due date.

Remitting childcare fees system

The childcare fee for the multiple children household, single parent household and disabled person's household may be remitted based on the amount of residence tax par income levy. Although it is unnecessary to apply as a general rule, if the condition corresponds to the following ① to ③, please submit the "Request for Remitting Childcare Fee" and "Attaching documents". Please inquire about the Request form and Attaching documents.

- ① There is a child who is in the same living but not lives together.
- ② There is a person who receives the disability certificate in the same household.
- ③ There is a person who receives the Special Childrearing Allowance or Disabled Basic Pension of National Pension in the same household.

4. Reduction of child care fee

There is the case that the childcare fees are reduced for a certain period by the guardian's application. Please obtain the application form for the reduction at the Child Facilities Admission Section or each childcare facility, or download the forms from City's HP, and submit it to the Child Facilities Admission Section. If your application is approved, the reduction will be applied from next month except when the application is received on the first day of month.

As for the newly admitted child, even if the household

毎年度更新し、各認可保育所・区立こども園、子ども施設入園課等で配布している。

【実施場所】

認可保育所・区立こども園、足立福祉課、子ども施設入園課

関連する
ホームページ

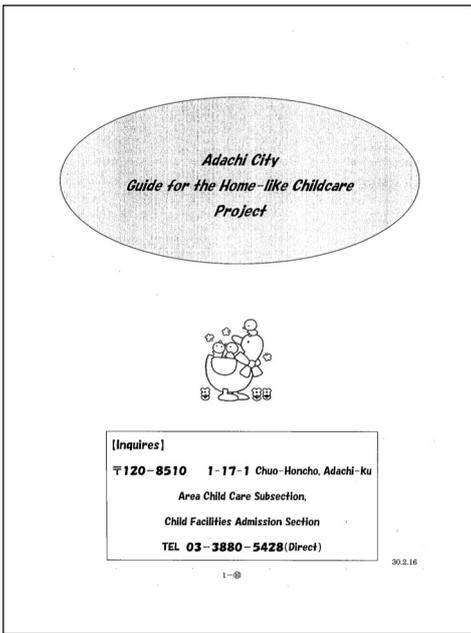
なし

実効
結果

多言語に対応した案内を作成することで、正確な案内を行うことに役立っている。例年通り、特に認可保育所や福祉課(中部を除く)では常時通訳がいなかったため、有効に活用できた。

多言語に対応したホームページや通知等を作成する

68

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入园課					
内 容	<p>【ユニバーサルデザインに対して追加した視点、従前からの改善点等】</p> <p>家庭的保育(保育ママ)が、契約時等に保護者と事業内容の確認のために使用する「足立区家庭的保育事業のしおり」について、英語、韓国語、中国語のしおりを作成。</p> <p>◆英語版「足立区家庭的保育事業のしおり」◆</p> 					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-nyuuen/k-kyoiku/kosodate/hoikujo-mama-shigoto.html					
実 績 効 果	<p>多言語のしおりを作成することで、日本語が母国語でない保護者についても制度の内容を把握することができる。</p>					

足立区防災ナビのデザイン変更・機能追加

69

関連施策	情報 4-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	○
所管部課名	危機管理部災害対策課					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・トップページのメニュー画面に足立区洪水ハザードマップアイコンを追加するとともに、ハザードマップ上へ浸水の深さの目安及び凡例の追加表示を行い水害情報の入手に対する利便性を向上させた。 ・学校の統合等に伴う避難所区割りの変更に対応するため、防災マップ掲載データの更新を行った。 ・利用者が地図上でどの方向を向いているかを一見して分かるよう携帯端末の向きを表示させた。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>					
関連するホームページ	なし					
実効 結果	<p>台風 21 号の影響により水害への注目が高まったため、水害情報の入手方法の利便性を向上させた結果、平成 29 年末の総ダウンロード数は 31,445 件と平成 28 年度末の 25,750 件から約 5,700 件増加した。</p>					

外国語での窓口・電話相談を実施する

70

関連施策	情報 4-⑦	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																																															
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり																																											
					●																																												
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																																																
内 容	<p>地域調整課多文化共生担当係の外国人相談窓口及び外国語支援を必要とする各課窓口において行った相談の種別内訳は下表のとおり。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>在留資格・国籍・帰化</td> <td>118 件</td> <td>マイナンバー制度</td> <td>55 件</td> </tr> <tr> <td>税金</td> <td>376 件</td> <td>住居・不動産</td> <td>129 件</td> </tr> <tr> <td>保育施設</td> <td>139 件</td> <td>結婚・離婚相談</td> <td>29 件</td> </tr> <tr> <td>子育て・親子支援関係</td> <td>138 件</td> <td>年金</td> <td>72 件</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険</td> <td>380 件</td> <td>労働・労災</td> <td>32 件</td> </tr> <tr> <td>住民票・戸籍証明等</td> <td>86 件</td> <td>生活保護・福祉</td> <td>38 件</td> </tr> <tr> <td>住民異動関係</td> <td>119 件</td> <td>交通事故・損害賠償</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>戸籍届出等</td> <td>24 件</td> <td>DV</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>教育・学校・幼稚園</td> <td>151 件</td> <td>臨時給付金等</td> <td>19 件</td> </tr> <tr> <td>健康・医療</td> <td>111 件</td> <td>その他</td> <td>109 件</td> </tr> <tr> <td>日本語学習</td> <td>160 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>このほか、通訳ボランティアによる本庁舎内での相談件数は 286 件、出先機関に派遣しての相談件数は 6 件である。 全体の相談件数は、前年度から増加し、2580 件であった。 言語別内容は、中国語 77.6%、英語 10.7%、韓国語 11.7%</p>					在留資格・国籍・帰化	118 件	マイナンバー制度	55 件	税金	376 件	住居・不動産	129 件	保育施設	139 件	結婚・離婚相談	29 件	子育て・親子支援関係	138 件	年金	72 件	国民健康保険	380 件	労働・労災	32 件	住民票・戸籍証明等	86 件	生活保護・福祉	38 件	住民異動関係	119 件	交通事故・損害賠償	2 件	戸籍届出等	24 件	DV	1 件	教育・学校・幼稚園	151 件	臨時給付金等	19 件	健康・医療	111 件	その他	109 件	日本語学習	160 件		
在留資格・国籍・帰化	118 件	マイナンバー制度	55 件																																														
税金	376 件	住居・不動産	129 件																																														
保育施設	139 件	結婚・離婚相談	29 件																																														
子育て・親子支援関係	138 件	年金	72 件																																														
国民健康保険	380 件	労働・労災	32 件																																														
住民票・戸籍証明等	86 件	生活保護・福祉	38 件																																														
住民異動関係	119 件	交通事故・損害賠償	2 件																																														
戸籍届出等	24 件	DV	1 件																																														
教育・学校・幼稚園	151 件	臨時給付金等	19 件																																														
健康・医療	111 件	その他	109 件																																														
日本語学習	160 件																																																
関連するホームページ	なし																																																
実 績 果	<p>年間で 2,580 件の外国人相談に対応した。 区役所での手続きについて、3言語にて対応し、日常生活を支援した。 日本語での意思疎通が十分にできない区民に対して、外国語による支援及び相談を受け、問題解決を行った。</p>																																																

ユニバーサルデザインの周知

71

関連施策	情報 4-⑧	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	

所管部課名 都市建設部ユニバーサルデザイン担当課

内 容

①個別施策の評価結果の公表
足立区ユニバーサルデザイン推進計画の
平成29年度評価結果を追加した。
アクセス数：189回



②製品の貸し出し
ユニバーサルデザイン製品の
貸し出しについて、新規で掲載した。
アクセス数：270回



評価項目	計画	実績	達成率	評価
ユニバーサルデザイン製品の貸し出し	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の普及	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の認知	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の活用	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の開発	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の普及	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の認知	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の活用	100	100	100%	達成
ユニバーサルデザイン製品の開発	100	100	100%	達成



③出張講座
 小学校高学年を対象に、
 「みんなでつくろう！ユニバーサルデザインのまち」の
 出張講座を実施していることを周知させるため、
 新規で掲載した。
 アクセス数：129回

④バリアフリーに関わる取り組み
 足立区バリアフリー推進計画や
 地区別計画について、新規で掲載した。
 アクセス数：174回



また、全てにおいて関連するページをリンクした。

- 関連するホームページ
- ① <http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/universaldesign-hyoukakekka.html>
 - ② <http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/udsehinkasidasi.html>
 - ③ <http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/machizukuri/kokoro-ud.html>
 - ④ <http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/machizukuri/barrier-free.html>

実効 結果

①評価結果を更新することで、区が行っているユニバーサルデザインに配慮した事業について3年間にわたる改善点等を周知することができた。
 ②ユニバーサルデザイン製品を紹介し、周知することができた。
 ③昨年度までは校長会のみでの周知であったが、ホームページでの案内をしたことで、募集日から2週間経たない間に3校から依頼が来た。
 ④区が行っているバリアフリーに関する事業について、新規に掲載することで周知することができた。
 関連するページとリンクを張ることで区民がユニバーサルデザインに関する情報を目にする機会が増えた。

足立区区民評価委員会による行政評価の実施

72

関連施策	しくみ 5-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
						●
所管部課名	政策経営部政策経営課					
内 容	<p>足立区区民評価委員会による行政評価の実施</p> <p>4月13日 第1回区民評価委員会全体会 ・新委員への委嘱状交付 ・評価委員会の進め方について 等</p> <p>4月19日 第2回区民評価委員会全体会 ・評価委員会の評価作業について ・分科会実施日程について 等</p> <p>6月12日～8月3日 区民評価(分科会) 延べ27回 ・分科会評価の進め方について ・ヒアリング時の質問項目等の検討 ・担当課への質疑・応答の形でヒアリングを実施 ・事業評価検討(重点プロジェクト事業、一般事務事業)</p> <p>8月22日 第3回区民評価委員会全体会 ・各分科会評価の報告・検討 ・区民評価委員会報告書の内容検討</p> <p>9月1日 第4回区民評価委員会全体会 ・区民評価委員会報告書の内容検討</p>					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/sesaku/ku/kuse/gyose-h28-kuminhyoka.html					
実 効 績 果	<p>区が実施した施策や事業について、学識経験者や公募による区民の視点からの評価を実施することで、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働と区政経営の改革・改善を推進することができた。特に、男性、女性の比率も意識することで、多様な視点からの評価につながっている。</p> <p>行政評価は、区民目線からの「建設的な意見」を行うことをモットーに、区民と行政の直接の対話を図っており、適正な評価とPDCAサイクルの定着に寄与している。</p>					

件 名

番 号

審議会委員等の公募制を推進する

73

関連施策	しくみ 5-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
						●
所管部課名	環境部環境政策課					
内 容	<p>任期満了に伴う環境審議会委員の改選にあたって、区民委員の一部について公募を実施した。環境審議会区民公募委員選考基準に基づき、環境審議会公募委員候補者選考委員会が作文と面接を総合的に評価した。</p> <p>今回は、7人から応募があり、3人を環境審議会委員として委嘱した。</p>					
関連する ホームページ	足立区フェイスブック・ツイッター2017年7月26日、8月17日					
実 績 効 果	<p>作文と面接を評価したことにより、環境について高い関心を持ち、意欲的な区民を選考することができた。</p> <p>年齢、職業、区内在住歴の異なる3人の委員(女性2、男性1)を委嘱でき、環境審議会において、様々な視点から意見を伺えることが期待できる。</p>					

審議会委員等の公募制を推進する

74

関連施策	しくみ 5-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○			○	●
所管部課名	都市建設部都市計画課					
内容	<p>足立区景観審議会区民委員の公募を平成29年11月中旬から平成30年1月9日まで実施し、10名の応募があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、多くの方が応募できるよう対象年齢の引き上げや、論文の字数を変更するなど募集要項の改定を行った。 ・見やすく手に取りやすいような募集チラシを作成し、駅等の新たな配布先にも配架した。 					
						
	ポスター(表)		ポスター(裏)			
						
	チラシ(表)		チラシ(裏)			

関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/kekan/shingikai.html
実 績 効 果	公募委員に限らず、景観に関心のある区民と協働できるようなプラットフォーム整理の検討をする。

件 名

番 号

パブリックコメントの実施

75

関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
						●
所管部課名	政策経営部政策経営課					
内 容	<p>14 件のパブリックコメントを実施</p> <p>【実施内容及び意見募集期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●足立区都市計画マスタープラン(案) 平成 29 年 5 月 8 日(月)から 6 月 6 日(火)まで ●足立区住生活基本計画(案) 平成 29 年 7 月 3 日(月)から 8 月 1 日(火)まで ●社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) (再評価案) 平成 29 年 9 月 1 日(金)から 10 月 2 日(月)まで ●(仮称)足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例(素案)の概要 平成 29 年 10 月 20 日(金)から 11 月 20 日(月)まで ●足立区高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画中間報告(案) 平成 29 年 11 月 1 日(水)から 11 月 30 日(木)まで ●足立区自治基本条例の一部改正(案)の概要 平成 29 年 11 月 13 日(月)から 12 月 12 日(火)まで ●足立区地区環境整備計画(案) 平成 29 年 11 月 16 日(木)から 12 月 15 日(金)まで ●足立区地域防災計画(平成29年度修正)(案)【震災対策編】【風水害編】 平成 29 年 11 月 20 日(月)から 12 月 19 日(火)まで ●足立区地域経済活性化基本計画(案) 平成 29 年 11 月 24 日(金)から 12 月 25 日(金)まで ●足立区の「生きる支援」自殺対策計画(仮称)骨子案 平成 30 年 1 月 4 日(木)から 2 月 2 日(金)まで ●足立区障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画中間報告(案) 平成 30 年 1 月 15 日(月)から 2 月 13 日(火)まで ●足立区データヘルス計画改定版(骨子案) 平成 30 年 1 月 23 日(火)から 2 月 22 日(木)まで ●足立区パークイノベーション推進計画(案) 平成 30 年 2 月 1 日(木)から 平成 30 年 3 月 2 日(金) ●足立区第7次男女共同参画行動計画(案) 平成 30 年 2 月 28 日(水)から 平成 30 年 3 月 29 日(木) 					

<p>関連する ホームページ</p>	<p>http://www.city.adachi.tokyo.jp/ku/mado/p-comment/index.html</p>
<p>実効 結果</p>	<p>区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策等を策定・改定する過程で、その案を広く公表し、区民だれもが意見等を述べる機会を設け、それに対する区の方考え方を公表することができた。(意見数:821 項目/448 名)</p> <p>本制度の実施により、区民の多様な意見を区政に反映させること、区民に対する説明責任を果たすことに寄与している。</p> <p>平成 29 年度は基本構想・基本計画策定の翌年度であったため、多くの分野別計画を策定しており、その貢献度は高い。</p>

件 名		番 号				
「足立区地域防災計画【震災対策編】【風水害編】」 修正のためのパブリックコメントの実施		76				
関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	危機管理部防災計画担当課					
内 容	<p>「足立区地域防災計画」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、足立区防災会議が策定する区の地域における災害対策に関する、総合的かつ基本的な計画である。</p> <p>平成29年度は、熊本地震の教訓、受援計画の具体化、大規模水害対策の反映等を基本的な考え方として修正案を作成しており、この案について区民の皆様から意見を募集した。</p>					
	<p>パブリックコメントにあたっては、修正の要点をまとめた「概要版」を作成した。</p>					<p>【意見提出等】</p> <p>1 意見提出者数 3名</p> <p>2 意見件数 54件</p>
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/taisaku-bosaikekaku.html					
実 績 効 果	<p>3名の方から、54件の意見をいただくことができた。それぞれの意見に対し、区の考え方をホームページにて掲載した。</p>					

※イメージ
現行計画(平成27年度修正)

件 名	「足立区地域経済活性化基本計画」策定のための パブリックコメントの実施	番 号 77
-----	--	----------------------

関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
						●

所管部課名	産業経済部産業政策課
-------	------------

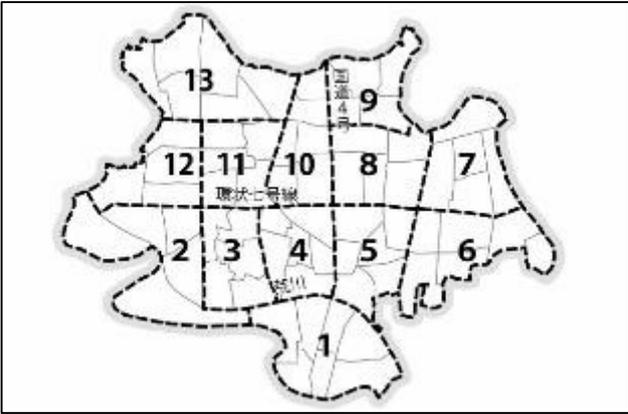
内 容	<p>「足立区地域経済活性化基本計画」とは、足立区経済活性化基本条例第5条に基づき、地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策の方向性を明らかにし、その指標を示すことにより、区のみならず民間資源も効果的に活用され、結果として区内経済の好循環を生み出すことを目的として策定するものである。</p> <p>現行計画が平成29年度で終了するため、「次期 足立区地域経済活性化基本計画」の策定にあたり、パブリックコメントを実施した。</p> <p>1 意見提出等 (1)意見提出者数 4名 (2)提出方法 ① 区ホームページの意見受付フォーム 1名 ② 郵送 3名 ③ ファクシミリ 1名 ※同一の方から郵送とファクシミリで異なるご意見をいただいたため、提出方法の合計は5名 (3)意見の件数 5件 ※5件中4件は同一の意見であったため、実質的には2件</p> <p>2 実施期間 平成29年11月24日(金) から 12月25日(月)</p> <p>3 周知方法 区のホームページへの掲載、産業経済部産業政策課での閲覧及び配布 区民事務所、中央図書館、戸籍住民課、区政情報課、政策経営課での配布</p>
-----	---

関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/sangyo/keizaikasseikeikaku.html
------------	---

実 績 効 果	4名の方から2件の意見をいただくことができた。それぞれの意見に対し、区の考え方をホームページにて公表した。
---------	---

パブリックコメントの実施(足立区地区環境整備計画)

79

関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○				●
所管部課名	都市建設部都市計画課					
内 容	<p>地区環境整備計画は、足立区都市計画マスタープランにおける土地利用やまちづくりを実現するため、地区レベルの土地利用の方針・地区施設等の整備方針を明らかにしたものである。</p> <p>この計画の目的は、まちづくりの目標として地区にかかわる行政、住民、開発者がともに共有できる将来像を明らかにすること、その将来像を実現するために必要となるまちづくりのルールをつくること、協働・協創によるまちづくりを実現することである。</p> <p>このたび、足立区都市計画マスタープランの改定にあわせた足立区地区環境整備計画の改定に向け、改定案について、区民の皆様から意見を募集した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【表紙】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【5地域30地区のまちづくり】</p> </div> </div>					
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/h14-tikukankyouseibikeikaku.html					
実 績 効 果	<p>パブリックコメントやまちづくり推進委員会等の区民の参画により、区民からの意見を反映させた、区民との協働によるまちづくりの計画を作成することができた。</p>					

足立区ユニバーサルデザイン推進会議の開催

80

関連施策	しくみ 5-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○				●
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
内 容	<p>■第13回足立区ユニバーサルデザイン推進会議 開催日時:平成29年5月23日 9時30分～12時 ・個別施策の評価方法の検討及び評価部会の実施方法(平成28年度実施分) ・評価部会の担当分け ・年間スケジュール</p> <p>■足立区ユニバーサルデザイン推進会議 評価部会 開催日時:平成29年7月7日 9時30分～12時、13時30分～16時 ・各部会にて担当所管と意見交換後、外部評価施策について評価</p> <p>■内部評価部会 開催日時:平成29年7月14日 11時～12時 ・内部評価施策について評価</p> <p>■第14回足立区ユニバーサルデザイン推進会議 開催日時:平成29年8月4日 15時～17時 ・個別施策の評価の中間まとめ</p> <p>■第15回足立区ユニバーサルデザイン推進会議 開催日時:平成29年10月18日 15時～17時 ・委員評価に対する担当所管からの意見及び改善案 ・評価部会の実施方法の改善案</p> <p>■第16回足立区ユニバーサルデザイン推進会議 開催日時:平成30年2月20日 9時30分～12時 ・個別施策の評価方法の検討及び評価部会の実施方法(平成29年度実施分) ・評価部会の担当分け ・年間スケジュール</p>					
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/universaldesignsuisinkaigi.html					



実効
績果

推進会議及び各評価部会にて個別施策の評価を行い、担当所管にユニバーサルデザインの視点で施策評価をすることができた。
特に評価部会では、担当所管と直接意見交換を行うことで、担当所管はユニバーサルデザインの理解を深め、意識を高めることができた。

区民の方との現場調査

81

関連施策	しくみ 5-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○				●
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
内 容	<p>■西新井駅周辺 開催日時：平成29年6月1日 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置状況について区民の方よりご意見をいただいたため、視覚障がい者の方に現場調査の依頼をした。</p>   <p>■足立区役所 開催日時：平成29年11月17日 ・足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)の策定後、左記計画に掲載している、本庁舎と足立福祉事務所との間を視覚障害者誘導用ブロックで結ぶ計画において、視覚障がい者の方に現場調査の依頼をした。</p>  					
関連するホームページ	なし					
実 績 効 果	<p>西新井駅周辺や足立区役所付近の視覚障害者誘導用ブロックの整備検討にあたり、視覚障がい者の方に協力していただき、意見をいただくことができた。 また、工事を担当している工事課や庁舎管理課も参加し、平成29年度中の整備に向け、検討することができた。</p>					

件 名		番 号				
道路や公共施設等の安全性や利便性を区民とともに 検証する(通学路合同点検)		82				
関連施策	しくみ 5-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	学校運営部学務課（学校教育部学務課）					
内 容	<p>【事業の概要】</p> <p>区立小学校の通学路の安全を確保するため、教育委員会、学校関係者(各小学校、PTA、開かれた学校づくり協議会)、道路管理者(国、都、区都市建設部)が合同で、通学路を実踏・点検し、その結果に応じた安全確保策を講じていく。</p> <p>【実施時期】</p> <p>定期点検・・・4年に1度実施する 随時点検・・・通学路安全マップ作成(年1回実施)等で危険箇所が確認されたとき、通学路を変更するとき、学校が移転するとき等に実施。</p> <p>対策例:横断歩道、外側線、グリーンベルトの塗り直しと、スクールゾーンの路面表示</p>					
						
関連する ホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/tsuugakuro-annzenn-tenken.htm					
実 績 効 果	平成29年度は32校で、延34回実施。					

災害緊急用トイレ利用方法の説明

83

関連施策	しくみ 5-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部企画調整課					
内 容	<p>【実施日】平成29年11月14日</p> <p>【実施場所】竹の塚第六公園</p> <p>【内 容】</p> <p>足立区では、危惧されている首都直下地震に備え、発災後の事象に応急的に対応するため、平成25年度～27年度の3年間で、52か所の区立公園に、「防災井戸」、「災害緊急用トイレ」及び「ソーラーLED照明灯」等を整備している。この設備は、大地震等の大規模災害が発生し、水道管が壊れて、水洗トイレが使えなくなった場合でも、井戸水をためて流すことにより、衛生的にトイレを使用することができる。</p> <p>この設備の「災害緊急用トイレ」4箇所のうち2箇所は車いすの方も利用できるタイプであり、利用方法等を足立区障害者団体連合会と協働し、障害者へ実物を利用して説明、体験してもらった。</p>					
						
関連するホームページ	http://www.city.adachi.tokyo.jp/kikaku/bousaitaisakusestubi.html					
実 効 績 果	<ul style="list-style-type: none"> ・足立区障害者団体連合会(10名)の参加があった。 ・実際に現地に設置した災害緊急用トイレに触れながら説明することにより、理解を深める一助となった。 					